

第 1 期中川村地域福祉計画

中川村
令和 6 年 3 月

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	地域福祉計画について	1
第2節	計画策定の背景	2
第3節	SDGsを踏まえた計画の推進	3
第4節	計画の位置づけ	4
第5節	計画の期間	5
第2章	中川村の現状	6
第1節	統計データから見る現状	6
第2節	住民アンケート調査から見る現状	12
第3節	事業所・団体ヒアリングから見る現状	19
第3章	計画の基本理念と施策	21
第1節	計画の基本理念	21
第2節	計画の基本目標	21
第3節	施策の体系	22
第4節	地域の考え方	23
第5節	役割分担	23
第4章	施策の展開	24
第1節	基本目標1 人づくり	24
第2節	基本目標2 場づくり	25
第3節	基本目標3 仕組みづくり	26
第4節	基本目標4 つながりづくり	28
第5章	中川村重層的支援体制整備事業推進計画	30
第1節	重層的支援体制整備事業の実施について	30
第2節	支援内容	31
第6章	中川村成年後見制度利用促進基本計画	32
第1節	背景・目的	32
第2節	成年後見制度の種類	33
第3節	現状と課題	33
第4節	施策の方向性	34
第7章	再犯防止に向けた取組	35
第8章	計画を推進するために	36
第1節	推進体制	36
第2節	進行管理・評価	36
資料編	37

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉計画について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰であっても「住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい」という願いを実現するために、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いを思いやり、支え合える仕組みをつくっていくことです。

「福祉」というと、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉というように、対象ごとに分かれたものであると捉えられがちです。これは必要な福祉サービスがそれぞれの法律や制度によって、支援の対象ごとに提供されているためです。

地域福祉では、制度や分野ごとの「縦割り」や「受け手」「支え手」という関係を超えて、地域や住民が生活上の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで課題を解決し、地域を一緒につくっていく「地域共生社会」という考えが大切です。

そのため地域福祉の推進は、地域共生社会を実現するための地域づくり、村づくりともいえるものです。



図_地域共生社会のイメージ

出典：厚生労働省ホームページ

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である地域の方の参加によって、地域における生活課題を明らかにするとともに、解決のために必要となる施策や体制などについて目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。

この計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 107 条に基づくものであり、「地域における高齢者福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置づけられ、計画策定が市町村の努力義務とされています。

第2節 計画策定の背景

(1) 背景

近年、地域や家族とのつながりが希薄となる中で、生活に課題を抱えながら相談する相手もなく、また制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を感じている人が増えています。生活課題も複雑化・複合化し、単一の専門分野の支援だけでは、生活課題に対応できないケースも増加しています。

こうした課題の解決に向け、平成 30 年（2018 年）4 月の法改正により、地域福祉計画で地域福祉推進の理念を規定するとともに「都道府県及び市町村はこの理念を実現するための包括的な支援体制づくりに努めること」が示され、令和 3 年（2021 年）4 月には「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」などの充実を求める法改正が行われました。

これは、行政をはじめとする支援機関の相談支援体制は縦割りであることが多いことから、世代や属性を超えた横断的な支援体制の構築により、課題を解決していくための措置といえます。

これまで村では福祉の充実を図るため、介護、障がい、子育てなどの分野ごとの個別計画を策定し、施策を推進してきましたが、今後は「地域共生社会」の実現に向けて包括的な相談支援体制の構築を進める必要があります。また、住民の方の参加により、地域が一丸となつてともに支え合う基盤を再構築することができるよう、本計画を策定し、推進していきます。

(2) 計画策定の考え方

中川村における現状と課題を踏まえ、村の目指すべき姿を掲げるとともに複雑化・複合化する課題に対応できる包括的な支援体制を構築するため「中川村地域福祉計画」（以下「本計画」という）と合わせ、より実践的な「中川村重層的支援体制整備事業実施計画」（第 5 章）と成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として「中川村成年後見制度利用促進基本計画」（第 6 章）を一体的に策定します。

第3節 SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) とは、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

令和 12 年 (2030 年) を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成されており、令和 2 年 (2020 年) からの 10 年を SDGs 達成に向けた「行動の 10 年」とされています。

中川村では、持続可能な発展のために SDGs に照らし合わせた取り組みを積極的に取り組むとともに、個人、企業、NPO などと連携し、積極的に経済・社会・環境等の課題に関わることであります。

本計画においては、SDGs の 17 のゴールのうち、特に関連の高い「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に教育と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を意識し、施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4節 計画の位置づけ

■ 中川村地域福祉計画

法第 107 条に基づく計画であり、村の地域福祉を推進していくための理念（将来像）や大きな方向性を示すものです。

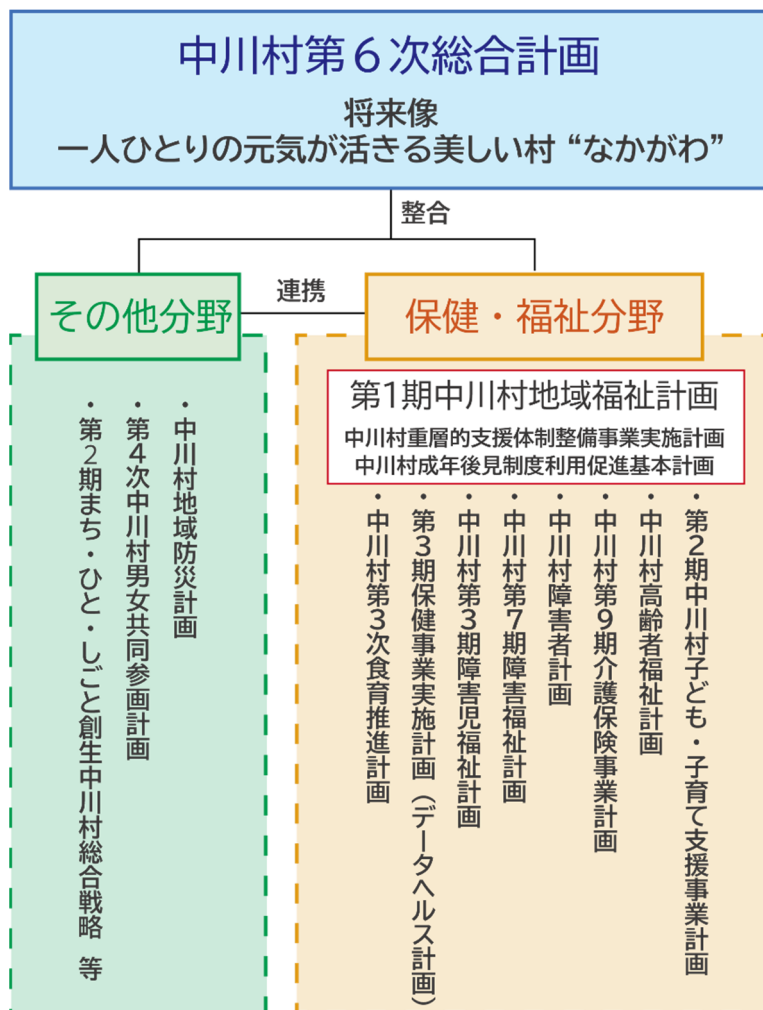
また、村の最上位計画である「中川村総合計画」と整合を図るとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

■ 中川村重層的支援体制整備事業実施計画

法第 106 条の 5 に基づき、村において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

■ 中川村成年後見制度利用促進基本計画

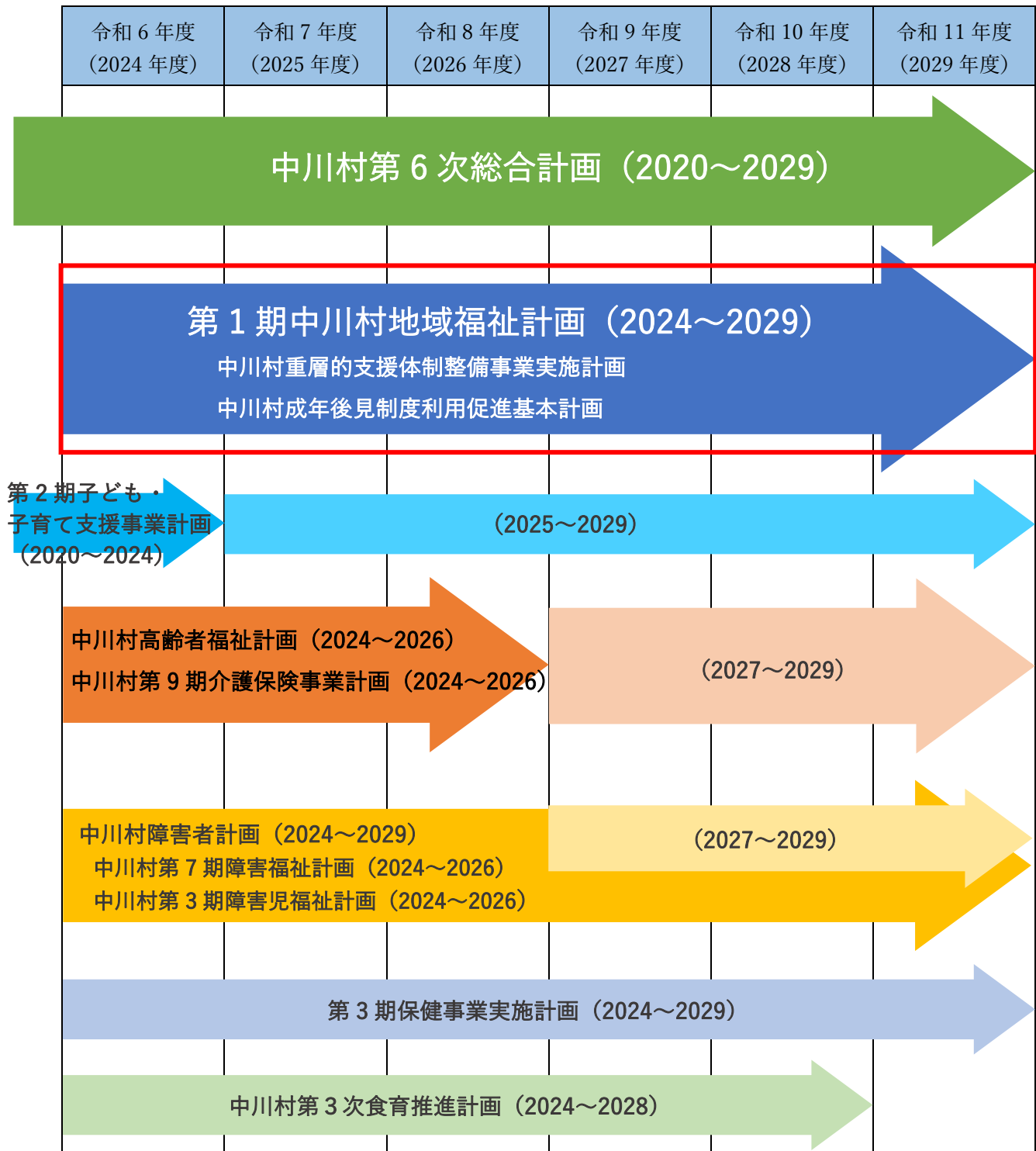
成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき、村において成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定める「市町村計画」として位置づけます。



図_計画の位置づけ

第5節 計画の期間

本計画は、5か年を計画期間としますが、第1期は第6次総合計画の期間に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。本計画の進捗管理は、定期的に調査・検証し、取組内容の改善を図ります。また、必要に応じて社会情勢や制度化改正などの変化を踏まえ、計画の見直しを行うこととします。



図_計画の期間

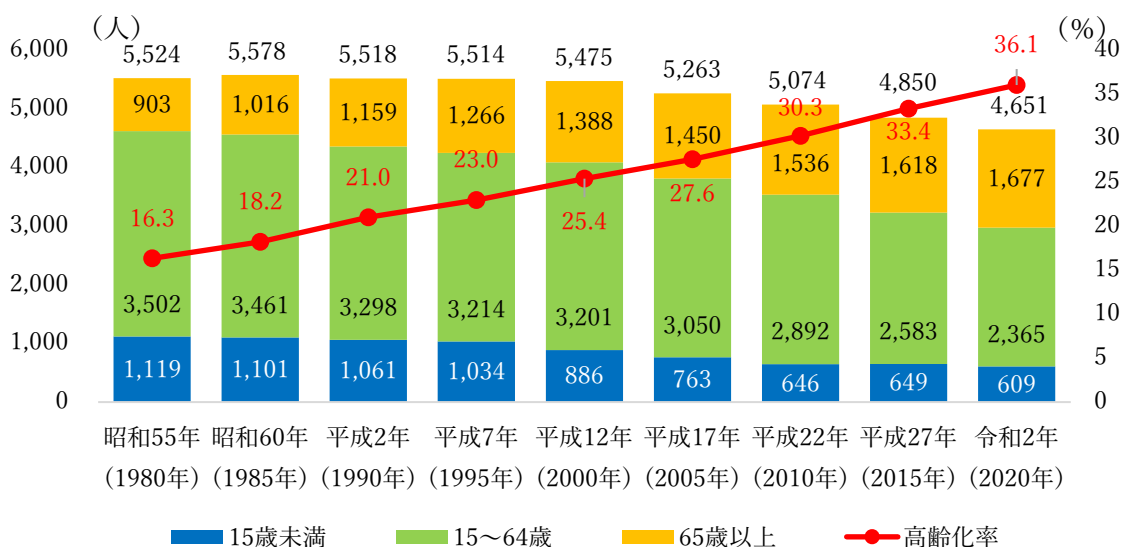
第2章 中川村の現状

第1節 統計データから見る現状

(1) 人口・世帯等の動向

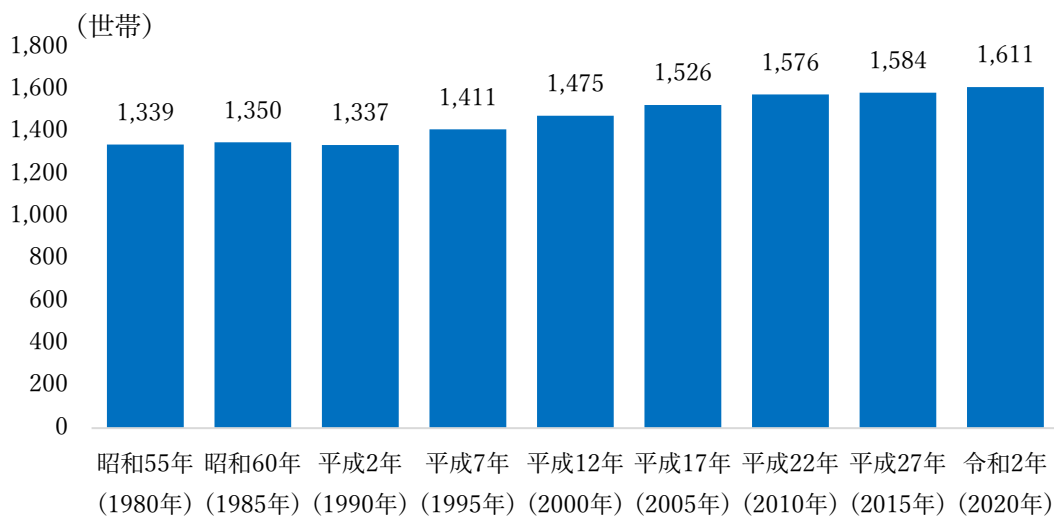
村の人口は、国勢調査によると昭和60年（1985年）の5,578人をピークとして減少に転じ、以降減少し続けています。

一方、世帯数は平成7年（1995年）以降、増加しており、令和2年（2020年）では1,611世帯となっていて、親世代との世帯分離等により核家族化が進行し世帯数は増加しているが、世帯人員は減少しています。



図_総人口と3区分別人口の推移

出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局 を加工して作成



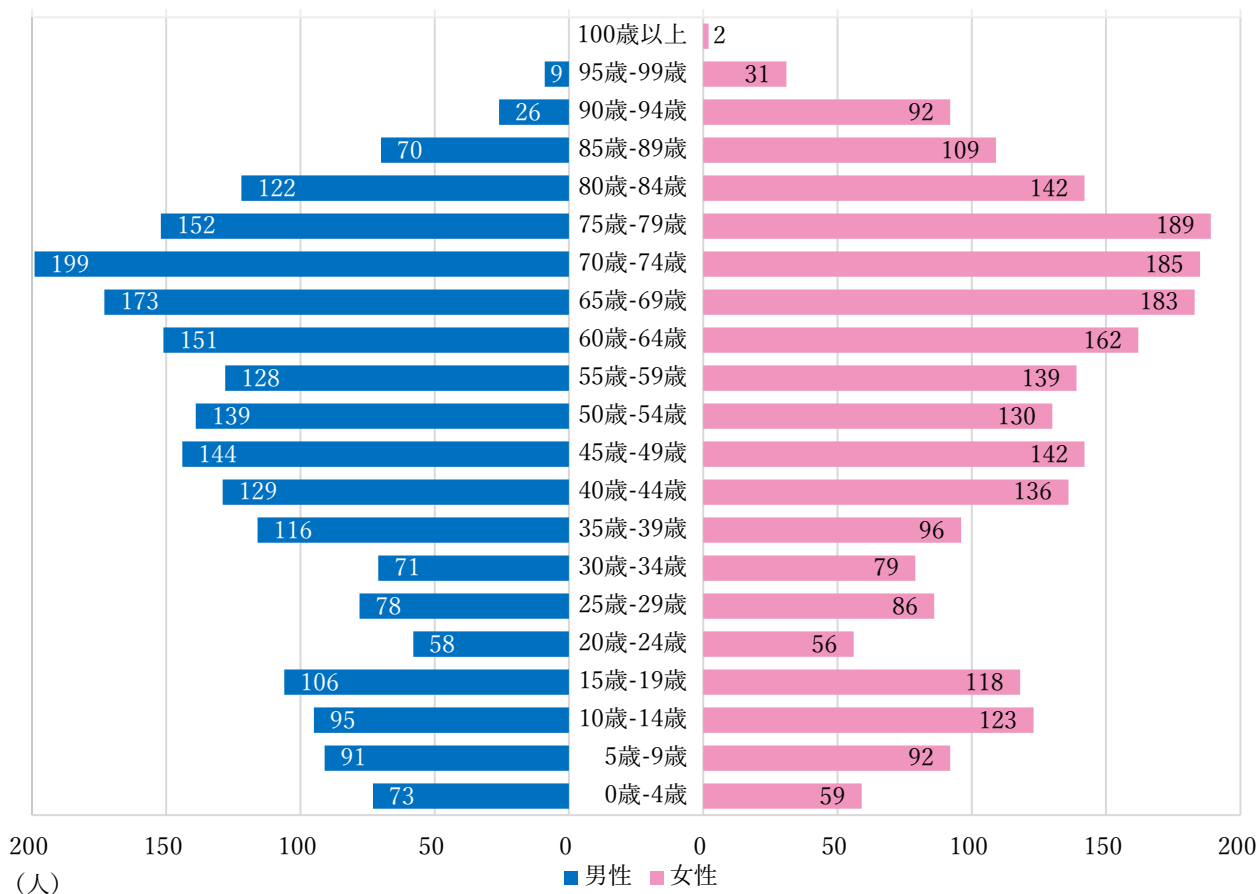
図_世帯数の推移

出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局 を加工して作成

令和5年(2023年)10月の人口構成は、高校卒業後の進学や就職による村外への転出により、20歳～24歳の集団が15歳～19歳の集団に比べ半数以下となっています。また、14歳以下の年齢も徐々に少なくなっており、少子化を反映しています。

また、若者の村外への転出の影響により、39歳までの年齢集団が男女ともに少なくなっています。

年齢集団のピークは、男性は後期高齢者前の70歳～74歳、女性は75歳～79歳となっています。その下の集団の構成人数も多いことから、今後はしばらく後期高齢者が増加することが推測されます。

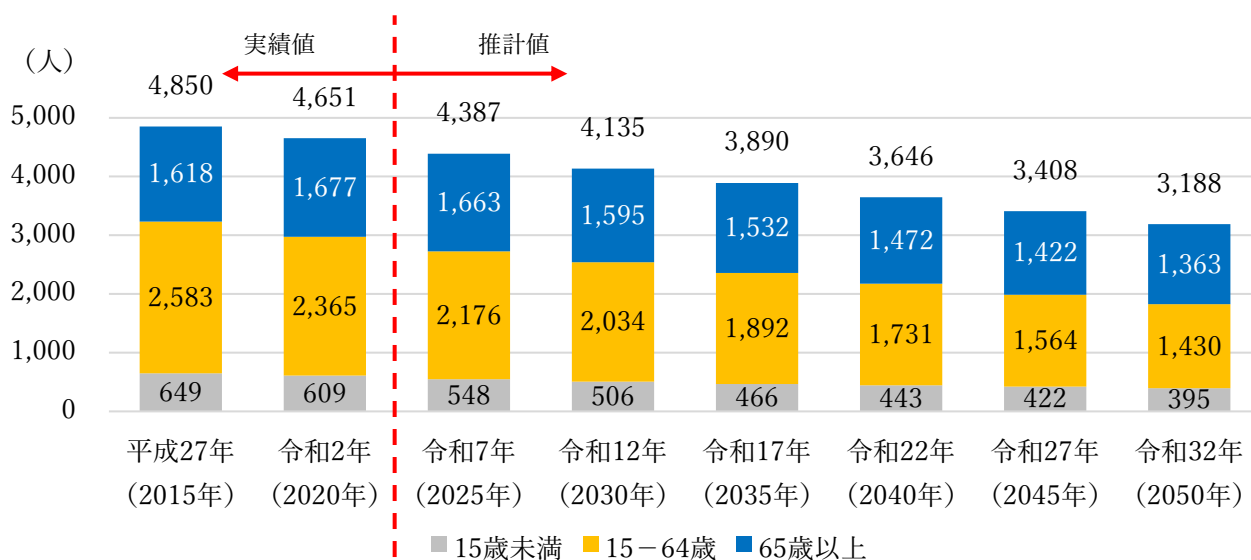


図_人口構成

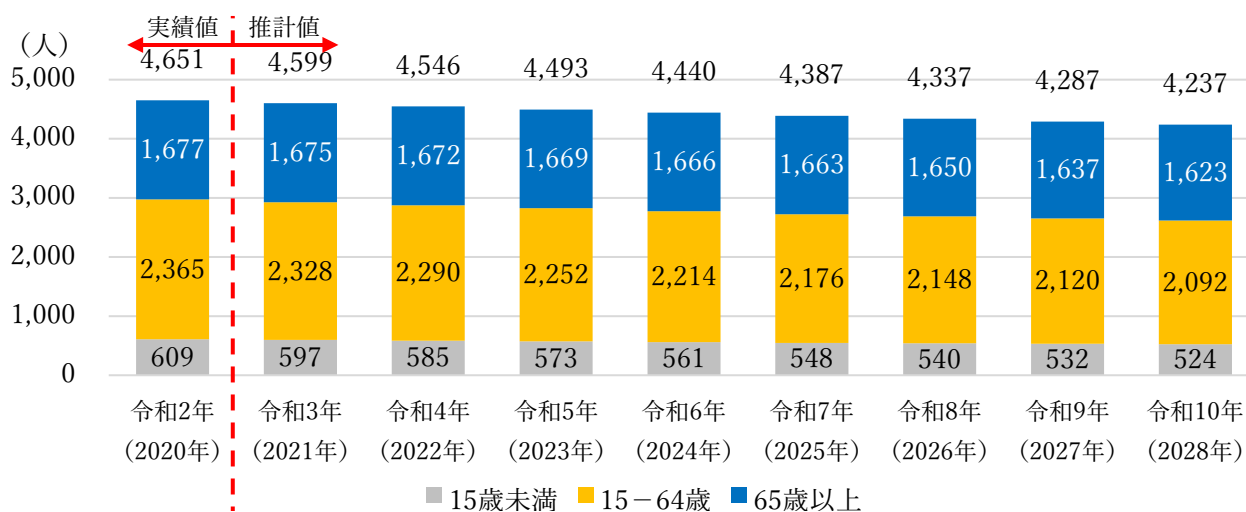
出典：「毎月人口移動調査年齢別人口（2023年10月分）」長野県を加工して作成

令和2年（2020年）の国勢調査結果による将来推計人口は、総数の減少とともに、15歳～64歳（生産年齢人口）及び15歳未満（年少人口）がそのまま減少していくとされています。一方で、65歳以上（老年人口）は令和2年（2020年）までは増加しましたが、令和7年（2025年）以降は減少に転じると予測され、人口総数の減少に追い打ちをかける形となっています。

また、本計画の期間（令和6年度～令和10年度）を含んだ1年ごとの推計は以下のとおりです。



図_人口の推計（5年間隔）



※令和7年以外は案分による

図_人口の推計（1年間隔）

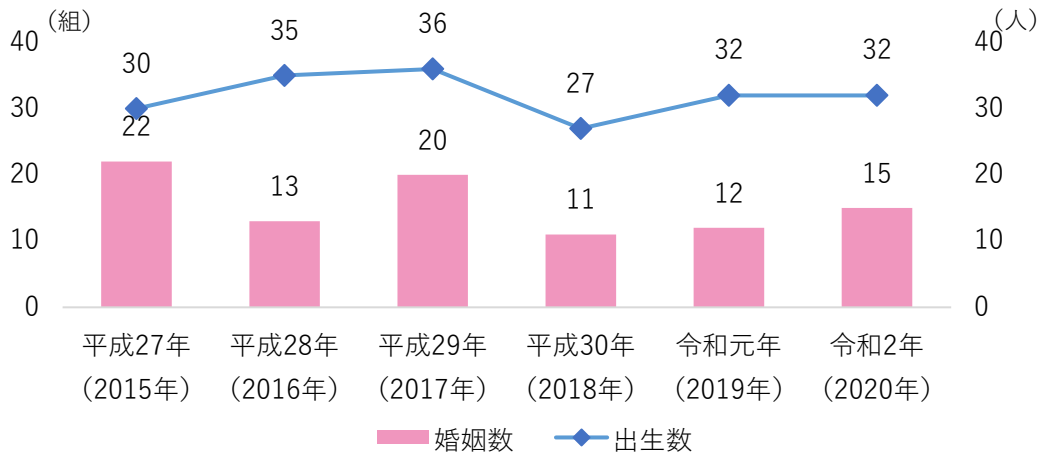
出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局、国立社会保障・人口問題研究ホームページ
[\(https://www.ipss.go.jp/\)](https://www.ipss.go.jp/)

※グラフは「国勢調査」総務省統計局、「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所
<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/Municipalities.asp> を加工して作成

(2) 婚姻・出生数の状況

村の婚姻数については、年によってばらつきがありますが、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までは、10から20組程度で推移しています。

出生数についてもばらつきがありますが、おおむね横ばい傾向となっています。



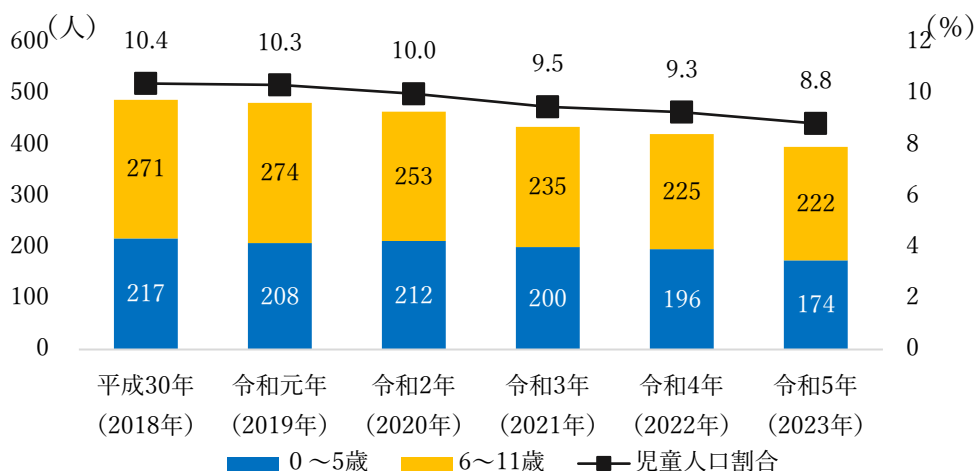
図_婚姻数と出生数

出典：長野県ホームページ「衛生年報※」長野県 を加工して作成

※各年版

(3) 子ども・子育て世帯の状況

村の児童人口（0～11歳の人口）の推移をみると、令和5年（2023年）の村の総人口4,481人に対し、児童人口割合は8.8%となっています。これは、平成30年（2018年）比で0～5歳が19.8ポイント、6～11歳が18.1ポイントの減少率となっています。



図_児童人口数及び割合

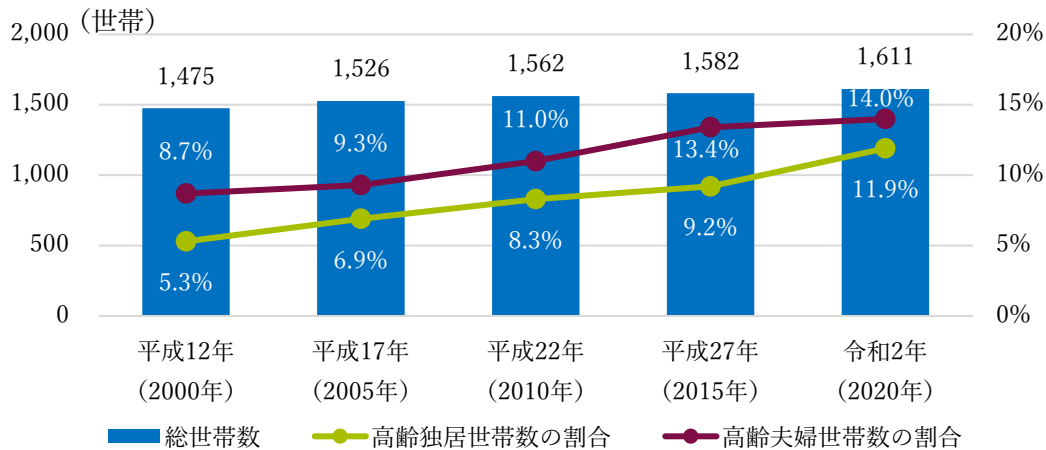
出典：統計ステーションながの「毎月人口異動調査※」長野県 を加工して作成

※令和2年の国勢調査結果を基礎にして、住民基本台帳の状況を基に県内市町村から報告された人口及び世帯数の異動（出生・死亡・転入・転出・世帯増減など）を加減して推計したもの

(4) 高齢者の状況

村の高齢者のいる世帯数の推移は、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯（高齢者夫婦のみの世帯）はともに増加傾向となっています。

総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合も上昇傾向であり、平成12年（2000年）の高齢独居世帯5.3%、高齢夫婦世帯8.7%に対し、令和2年（2020年）では、それぞれ11.9%、14.0%と5ポイント以上も増えています。

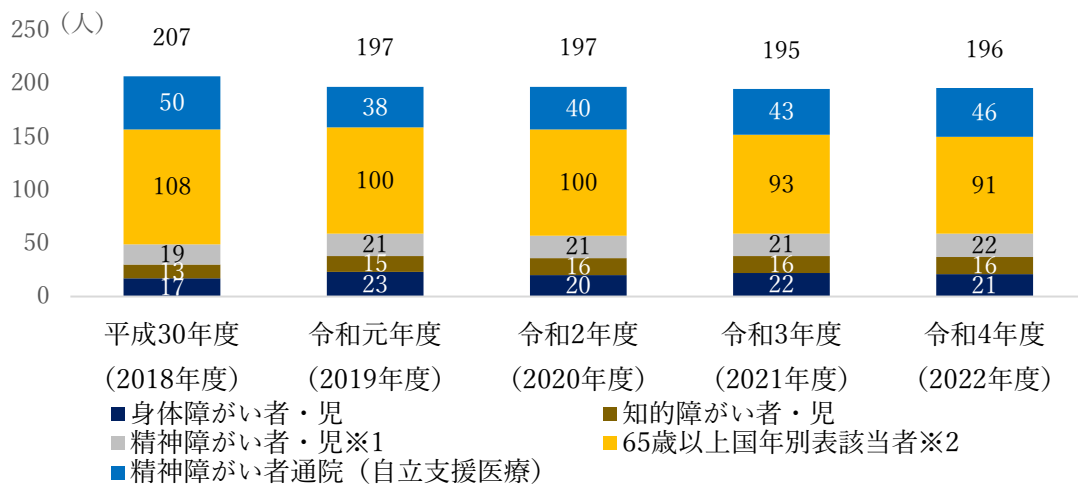


図_高齢者世帯数の推移

出典：出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局 を加工して作成

(5) 障害のある人の状況

福祉医療給付事業の対象となっている障害のある方の数は、令和4年度（2022年度）で196人となっています。直近5年の推移をみると平成30年度（2018年度）を除き、全体の人数は大きく変動していませんが、精神障がい者通院（自立支援医療）の人数は増加傾向となっています。



図_障がい別の人数の推移

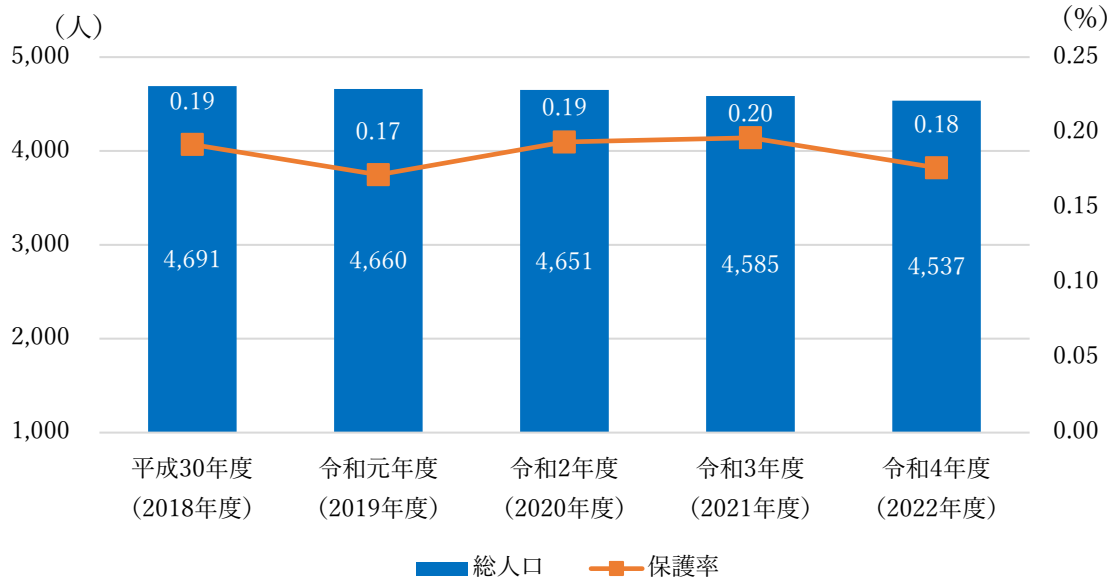
出典：中川村ホームページ「決算報告書」中川村 を加工して作成

※1…令和2年度以前は「精神障がい者通院（県費対象）」と「精神2級（自立支援医療）」に区別

※2…65歳以上で「国民年金法施行令 別表」に該当する者

(6) 生活保護世帯の状況

村の保護率（総人口÷被保護人員数）は低い割合で推移しており、令和4年度（2022年度）の保護率は、0.18%と低い値となっています。



図_総人口と保護率の推移

出典：総人口は統計ステーションながの「毎月人口異動調査^{※1}」長野県を加工して作成
 保護率は総人口を基に、被保護人員数（中川村「決算報告書」）から算出
 ※1…毎年10月1日の人口

表_生活保護世帯数及び保護費

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
世帯数	3世帯	3世帯	4世帯	4世帯	3世帯
保護費	3,606千円	3,615千円	4,588千円	5,423千円	4,182千円

出典：中川村役場保健福祉課 調べ

第2節 住民アンケート調査から見る現状

(1) アンケート調査の概要

調査対象者；村内在住 18～65 歳 男女計 1,000 人（無作為抽出）

調査方法；郵送及びインターネットによる回答

調査期間；令和 5 年 8 月 8 日（火）～8 月 25 日（金）

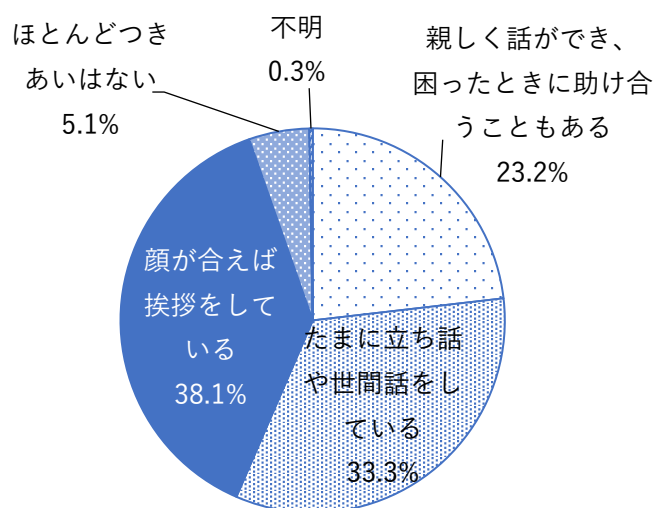
回答者数；郵送による回答 223 人 インターネットによる回答 131 人 計 354 人

回答率 35.4%

(2) アンケート調査結果の概要

■ ご近所（地区程度）との付き合いについて

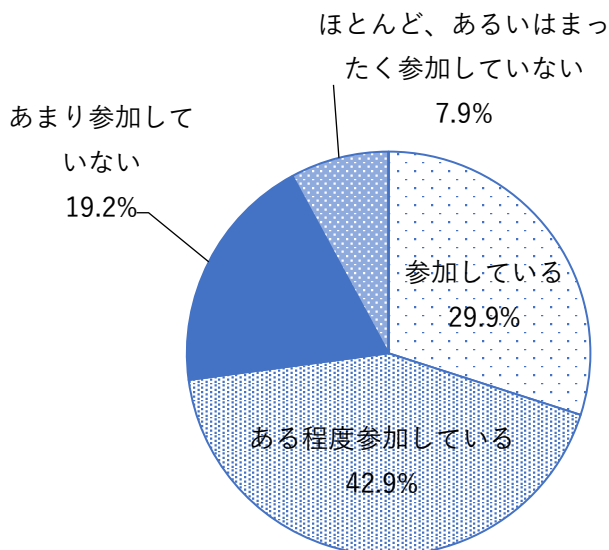
「顔が合えば挨拶をしている」（38.1%）が最も高く、次いで「たまに立ち話や世間話をしている」（33.3%）、「親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある」（23.2%）の順となりました。



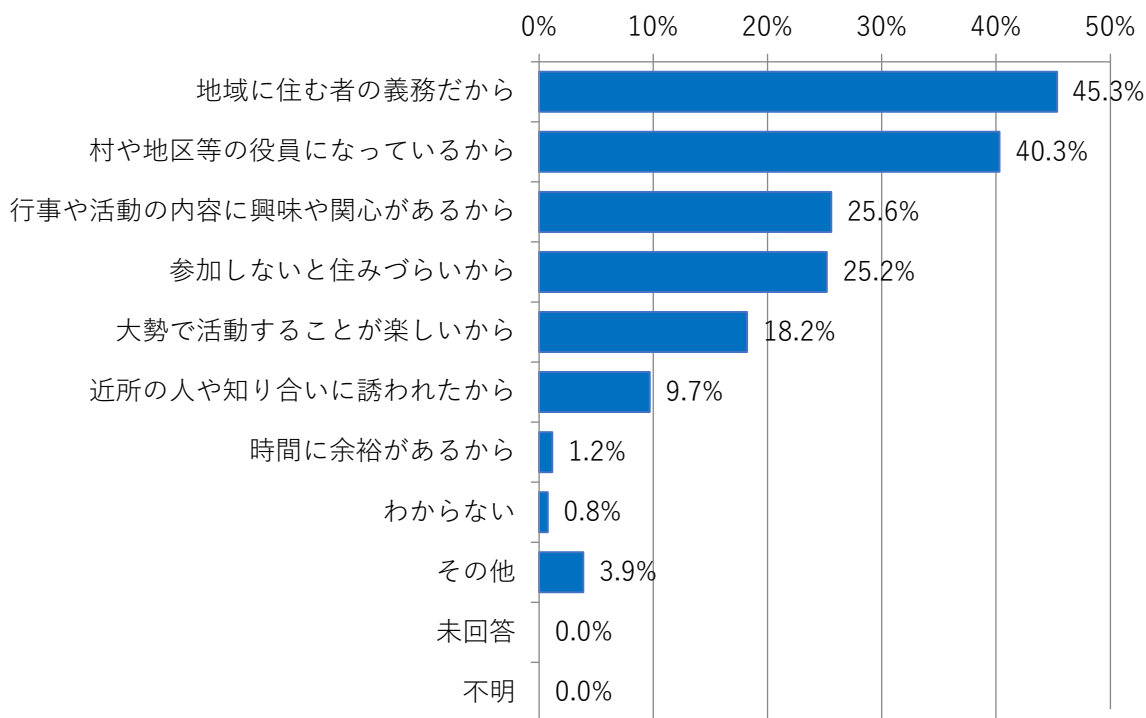
図_ご近所との付き合いの程度

■ 村や地区等の行事や活動への参加状況

「参加している」「ある程度参加している」と回答した方が、全体の7割以上を占めました。一方で、参加している理由については「地域に住む者の義務だから」(45.3%)が最も高く、次いで「村や地区等の役員になっているから」(40.3%)、「行事や活動の内容に興味や関心があるから」(25.6%)の順となっています。



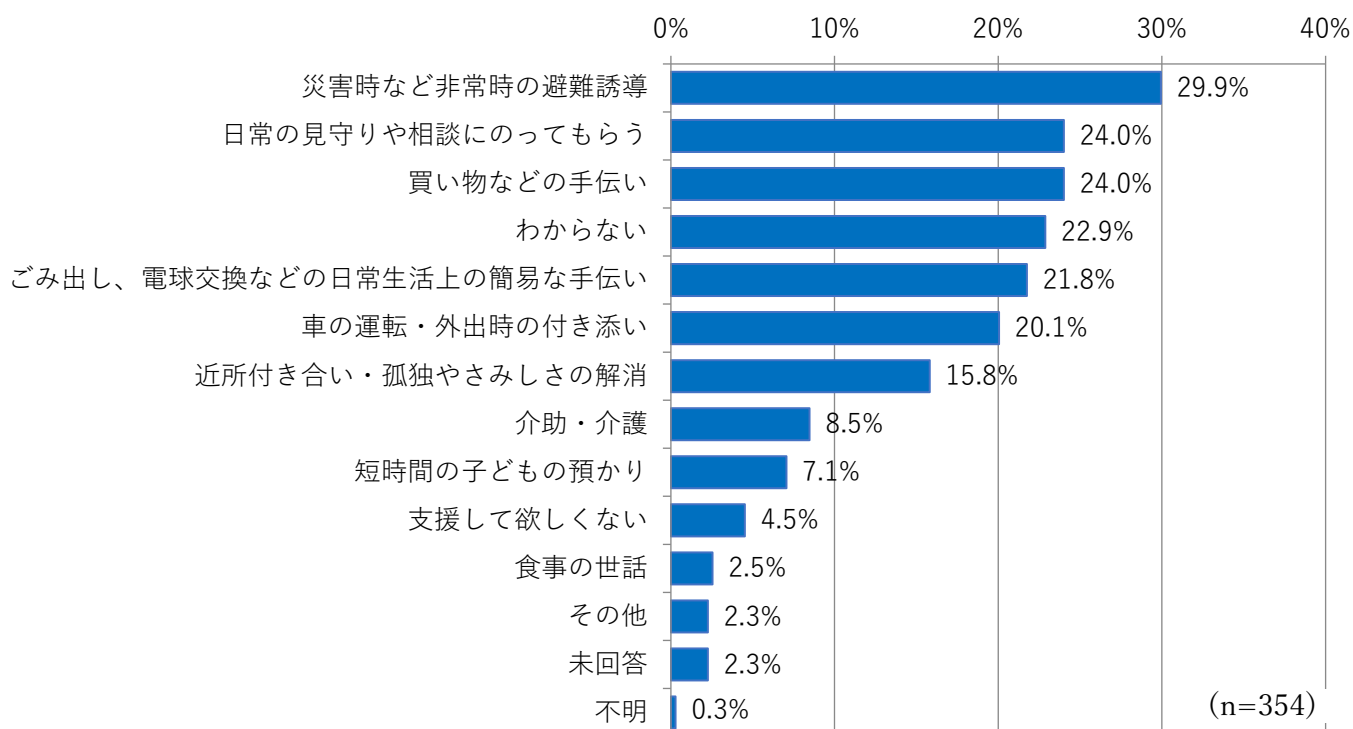
図_村や地区等の行事や活動への参加状況



図_主な参加理由

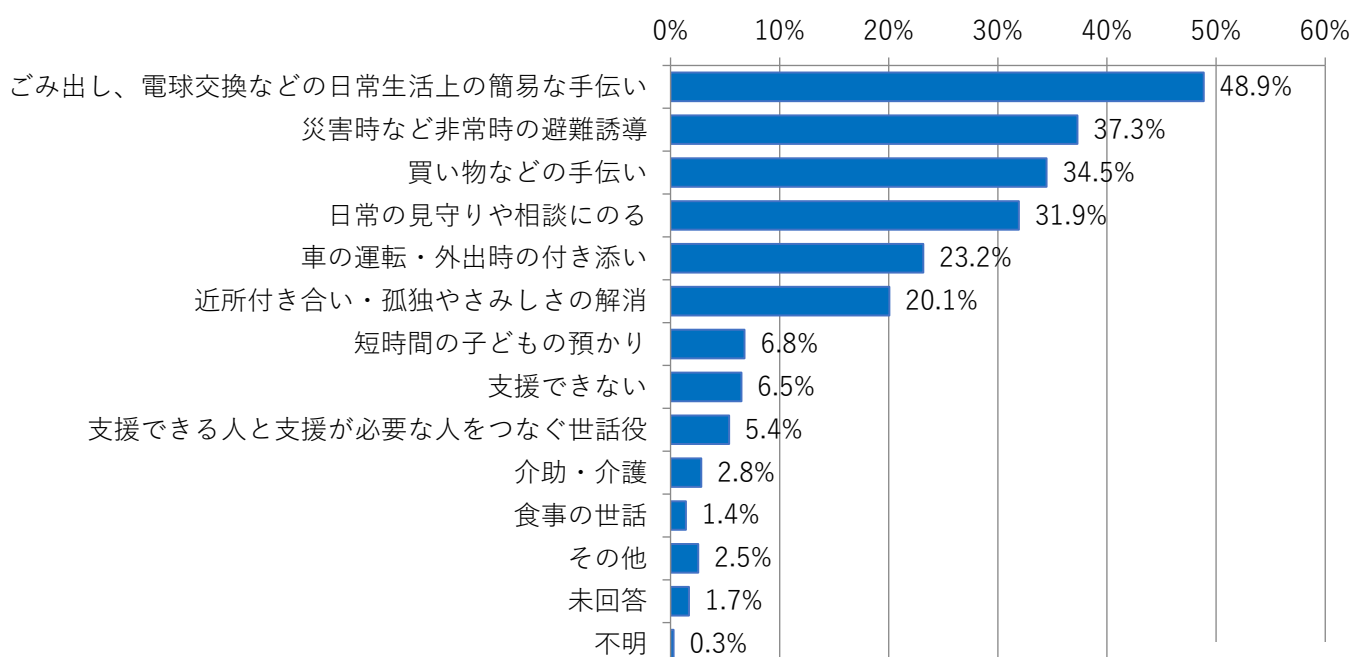
■ 必要な支援

日常生活において支援が必要となった場合に、隣近所の方にどのような支援が必要とされるかについては、「災害時など非常時の避難誘導」(29.9%)が最も高く、次いで「日常の見守りや相談にのってもらう」(24.0%)、「買い物などの手伝い」(24.0%)、「わからない」(22.9%)の順となりました。



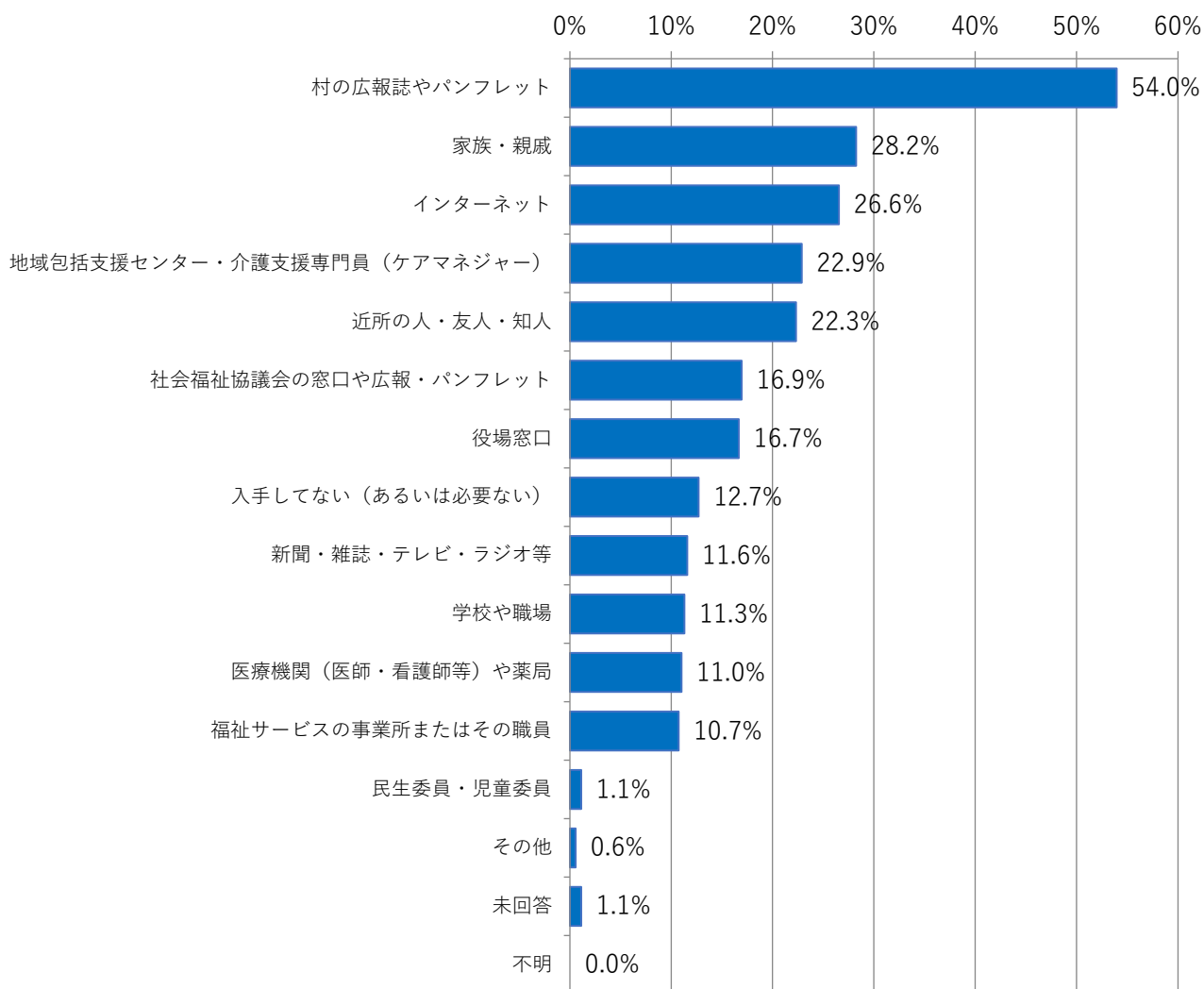
■ 可能な支援

支援を必要としている方にできることとしては「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」(48.9%)が最も高く、次いで「災害時など非常時の避難誘導」(37.3%)、「買い物などの手伝い」(34.5%)の順となりました。



■ 福祉サービスに関する情報の入手

福祉サービスに関する情報をどのように入手しているかを見ると、「村の広報紙やパンフレット」(54.0%) が最も高く、次いで「家族・親戚」(28.2%)、「インターネット」(26.6%) の順となりました。

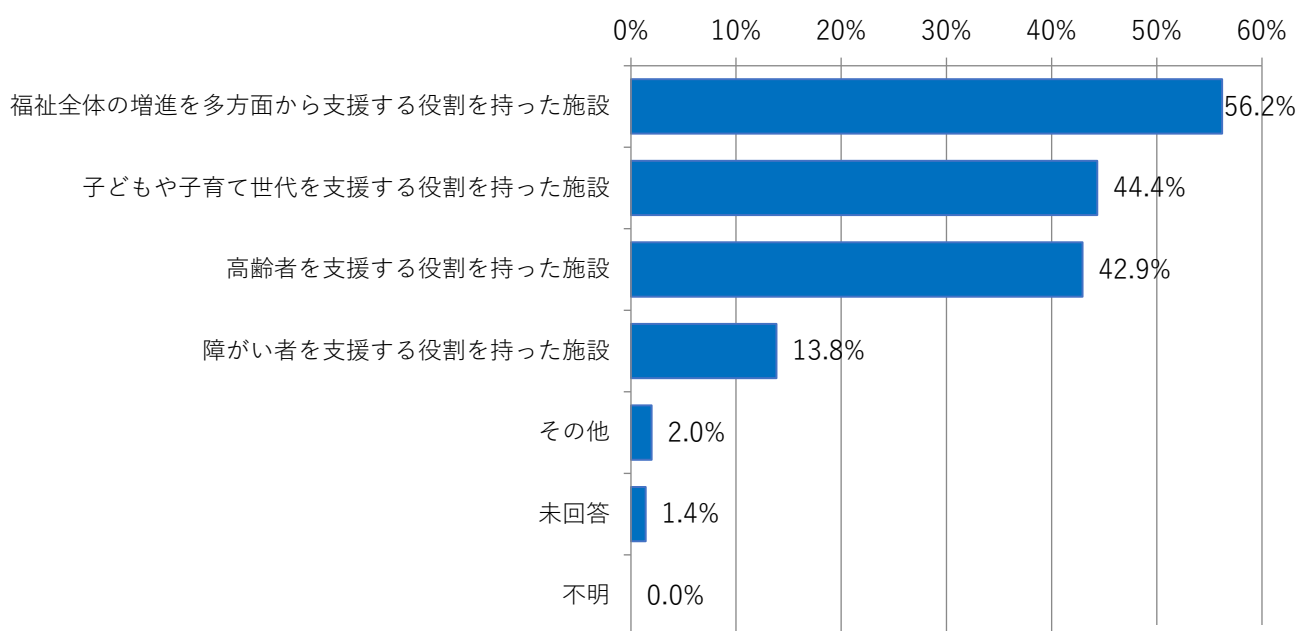


図_福祉サービスに関する情報の入手方法

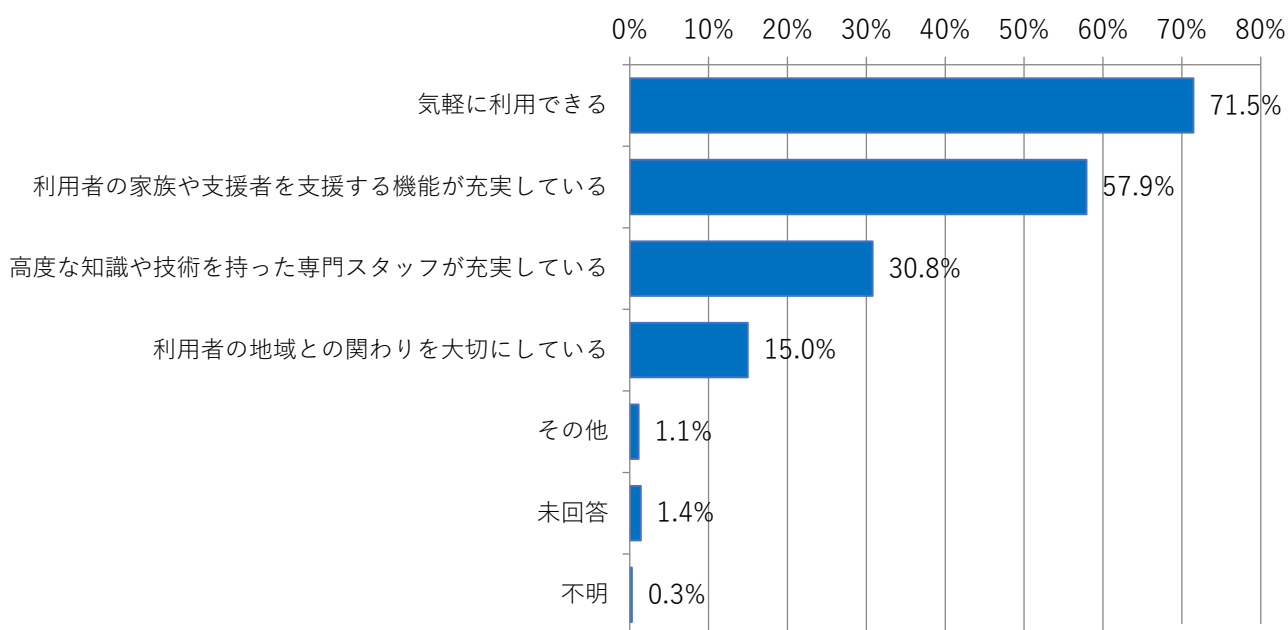
■ 福祉施設について

重要だと思ふ施設についてみると、「福祉全体の増進を多方面から支援する役割を持った施設」(56.2%)が最も高く、次いで「子どもや子育て世代を支援する役割を持った施設」(44.4%)、「高齢者を支援する役割を持った施設」(42.9%)の順となりました。

また、重要だと思ふ機能では、「気軽に利用できる」(71.5%)が最も高く、次いで「利用者の家族や支援者を支援する機能が充実している」(57.9%)、「高度な知識や技術を持った専門スタッフが充実している」(30.8%)の順となっています。



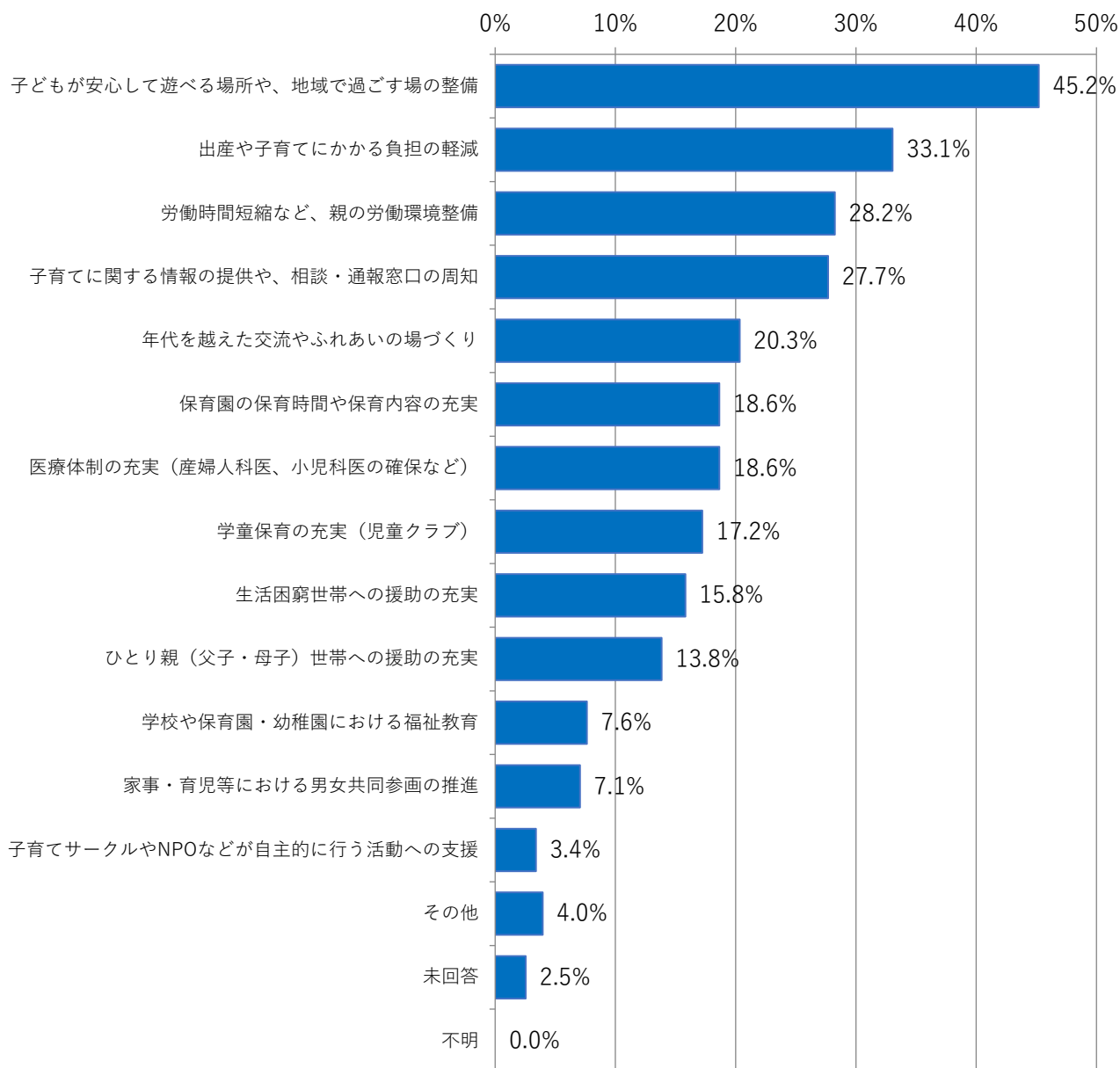
図_重要だと思ふ施設



図_重要だと思ふ機能

■ 子どもを健やかに育てるために必要なもの

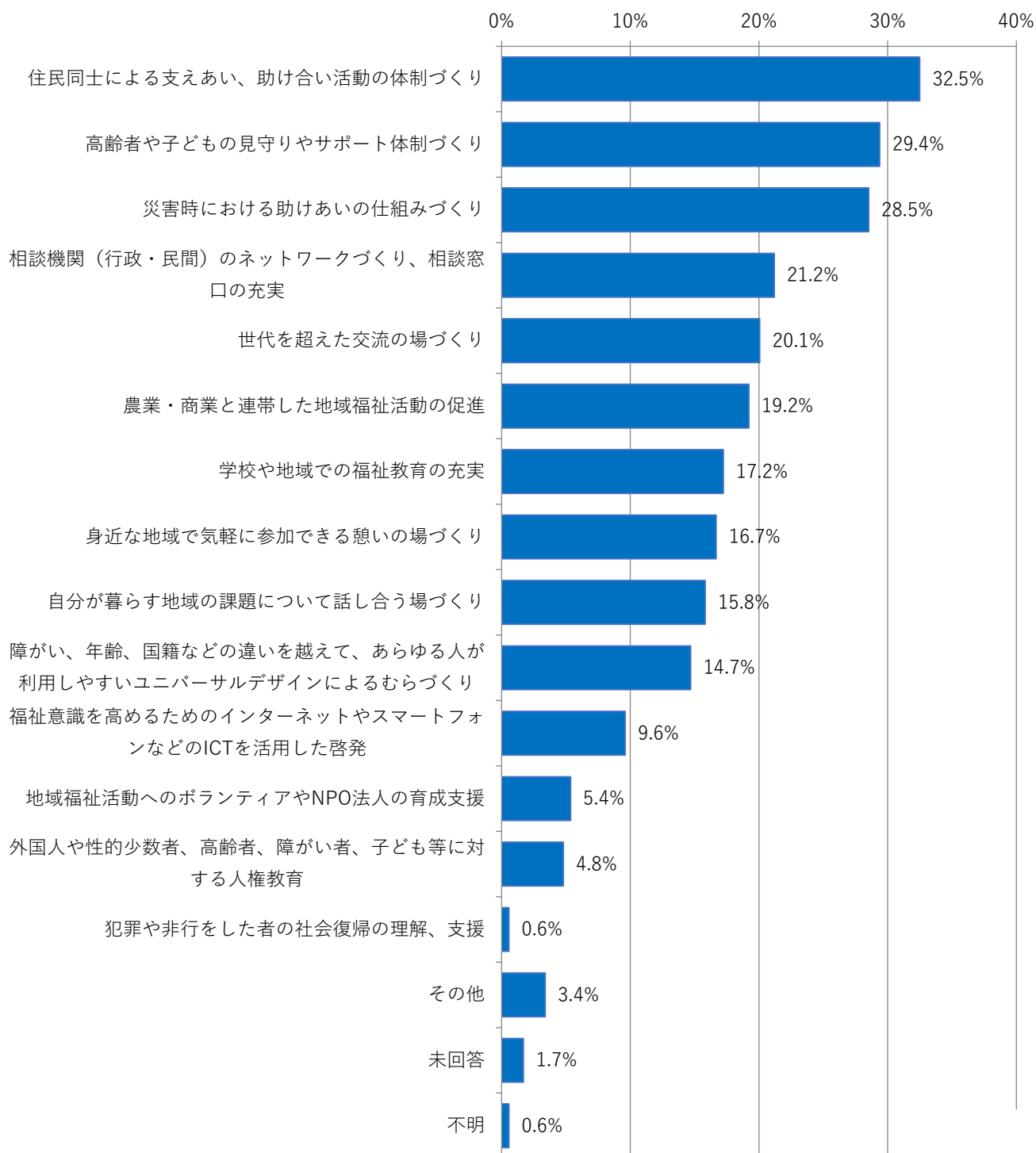
子どもを健やかに育てるために必要なものについてみると、「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(45.2%)が最も高く、次いで「出産や子育てにかかる負担の軽減」(33.1%)、「労働時間短縮など、親の労働環境整備」(28.2%)の順となりました。



図_子どもを健やかに育てるために必要なもの

■ 暮らしやすい地域にするために必要なもの

暮らしやすい地域とするために必要なものとしては「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」(32.5%)が最も高く、次いで「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」(29.4%)、「災害時における助けあいの仕組みづくり」(28.5%)の順となりました。



図_暮らしやすい地域とするために必要なもの

第3節 事業所・団体ヒアリングから見る現状

(1) 事業所・団体ヒアリングの概要

ヒアリング対象者：村内の 10 事業所・団体（高齢者：5、子育て：3、障がい者：2）

ヒアリング方法：事業所・団体ごとに代表者等から直接ヒアリング

ヒアリング実施日：令和 5 年 9 月 8 日、13 日、14 日、19 日、22 日

ヒアリング内容：サービス内容について、望まれる福祉施設（サービス）について、経営方針について、人材育成・人材確保について、その他

(2) ヒアリング結果の概要

ヒアリング結果について、「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」「つながりづくり」「その他」の観点でまとめました。

① 人づくり

- ・ 人材の確保が難しい。（特に、高齢者福祉施設でそのような声が多い）
- ・ 人材の確保と同時に職員の高齢化についても懸念される。
- ・ 離職者が出るのではないかと、という不安がある。
- ・ 人材育成については、現場で学ぶことも大切。（研修や講習会を積極的に行っているところもある）
- ・ 地域福祉では、ボランティアの育成を村で行えると良い。
- ・ 行政だけで抱え込まず、民間も関わることや住民が主体的に関わるようになると良い。
- ・ 家族だけの関わりだけではなく、地域（近所）の関わりが大切。
- ・ 地域の人も余裕がない中でお互いに何ができるかが重要。

② 場づくり

- ・ 高齢者が気軽に行ける場があると良い。
- ・ 高齢者が増加することから、安心して暮らせる地域づくりのためにハードの整備も必要。
- ・ 新型コロナウイルス感染症で地域のつながりが失われたため、交流やつながりの場を多くつくり、人とのつながりを深めていくことが大事。
- ・ 子どもと関わりたい高齢者、子どもを見てもらいたい保護者がいるので、そうした関わり方をつくれないか。
- ・ 核家族の増加によって、高齢者と関わらない子どもが増えてきていることから、子どもと高齢者が関われる機会が増えると良い。
- ・ 学童保育の場所が村内 1 箇所のため、他にあると利用しやすく、夏休みなどの利用が増えるときも適正な人数での利用となるのでは。

③ 仕組づくり

- ・ 計画に災害時の村との連携や支援、避難経路の確保などの項目が必要ではないか。
- ・ 小規模多機能型のサービスが必要と考える。
- ・ サービスを利用する際に、わかりやすく（使いやすく）になっていない場合がある。
- ・ 保健福祉課と地域包括支援センターが同じ施設内にあると良い。
- ・ 保健福祉課と社協の事務局が同じフロアにあると良い。
- ・ 村の主導により、村と福祉施設、事業者の連携が必要。
- ・ 福祉施設を運営する事業者同士が集まる機会がなくなってしまった。
- ・ 障がい者の情報が共有できていなかったり、横の連携ができていないと感じる。
- ・ 子育て支援施設では、横のつながりができることで親が安心でき、親が安心することで子どもも安心して過ごせる。
- ・ 自宅で暮らしたいと思っている高齢者が自宅で暮らせるような施策が必要。

④ つながりづくり

- ・ 重層的支援について、ほとんどできていない。
- ・ アプローチは違うとしても、要配慮者が同じであれば一緒にやるのが大切。また、行政との連携も必要。
- ・ 福祉施設をけん引するリーダーが不在のため、社協にリーダーシップをとってもらいたい。
- ・ 村の福祉は行政の役割が重要なため、行政が主導し、事業者などが連携・協力する必要がある。

第3章 計画の基本理念と施策

第1節 計画の基本理念

地域に暮らす誰にでも居場所や出番、役割があります。住み慣れた地域で「幸せ」に暮らしつづけるために、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指し、次の基本理念を掲げて施策を推進します。

支え・支えられて皆が幸せに暮らせる “なかがわ”

第2節 計画の基本目標

本計画では4つの基本目標を設定し、基本理念の実現に向けた施策を位置づけ、推進していきます。

■ 基本目標1：人づくり

地域福祉を推進するためには、基礎となる人づくりが重要です。人づくりによって、福祉の心を育み、福祉への理解を高めます。また、地域福祉活動へ参加する人を育てるとともに、生きがいや健康づくりへの取組を支援します。

■ 基本目標2：場づくり

人と人、人と地域がつながる場として、地域の活動や交流の場づくりを支援します。また、高齢者や障がい者、子どもの居場所づくりや、NPO法人、社会福祉法人などによる地域活動を促進します。

■ 基本目標3：仕組みづくり

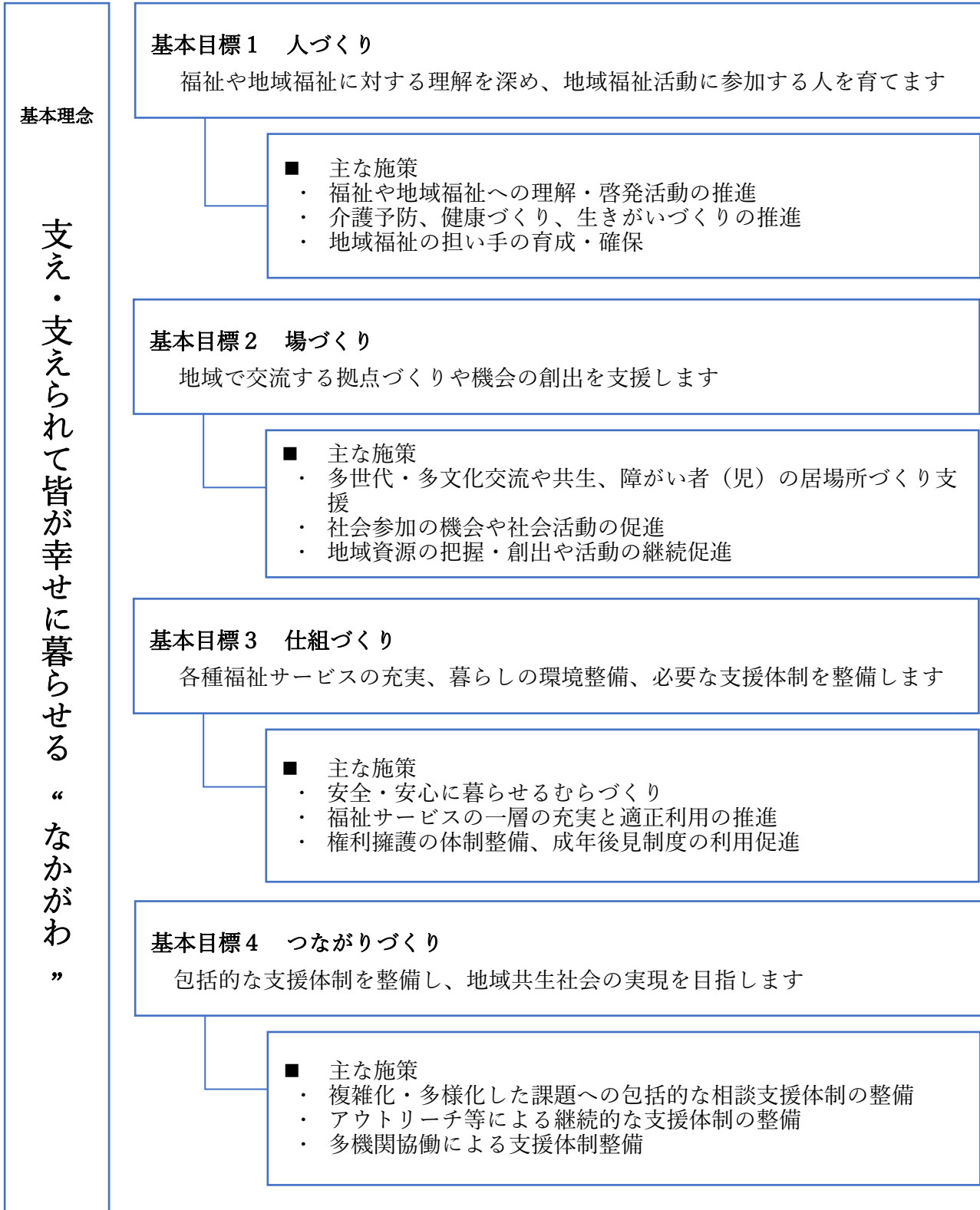
誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域の環境づくりを支援します。また、各種福祉サービスや権利擁護の充実、成年後見制度の利用促進といった、地域での暮らしを支える仕組みづくりを進めます。

■ 基本目標4：つながりづくり

地域の生活課題に対応できる相談体制や連携協働による支援体制の充実、アウトリーチ※などによる継続的な支援体制の整備や地域資源の活用により、地域共生社会の実現を目指します。

※アウトリーチ…必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行なうこと

第3節 施策の体系



第4節 地域の考え方

地域福祉における課題やニーズは、様々な要因が絡み合い、複雑化・複合化して生じている場合もあります。そうしたことに柔軟、迅速、適切に対応するためには、地域全体をどのような単位で構成されているかを把握し、必要なサービスを必要な地域に提供することが必要です。

本計画では、それぞれのお住まいの地区を一つの単位と捉えますが、村全体を一つの地域として施策の展開等を図っていきます。

第5節 役割分担

地域福祉の推進にあたっては、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住民、地区、地域、事業者・団体・行政等が連携・協力することが重要です。

地域生活を継続するために、自ら適切な知識、情報を得て、自立した生活がおくれるよう、自分でできることは自分で（自助）、自分自身でできないこと、お互いの困り事に対しては家族・友人・隣人など住民同士が思いやりを持ち、共に支え合い、助け合う（互助）が大切です。「自助」により各自の能力を最大限に活かし地域社会に参加することにより、地域とのつながりをつくり「互助」の土壌がつくられます。「自助」「互助」では対応しきれない部分は社会保険制度など自身の権利として利用できるサービスで（共助）、「自助」「互助」「共助」で支え合っても解決できない課題は行政で（公助）行い、複雑化・多様化している課題の解決に対して、「自助」「互助」「共助」「公助」がバランスをとりながら活動することが必要となります。

考え方	主な役割の例
自助	自分自身が主体となり、自ら健康管理を行い、介護保険サービス、配食サービス、家政婦や自費ヘルパーなどの市場サービスを利用するなど、自発的に自身の生活課題を解決する。4つの「助」の基礎となる力。
互助	家族、友人、隣人等、自身の人間関係の中で自発的に支えあい、お互いが抱える生活課題を解決する。住民同士の助け合い、地区活動、ボランティアによる生活支援など。
共助	医療、年金、介護保険、社会保険制度など、制度化された相互扶助。 「共助」により、「自助」を支え、「互助」の負担を減らす。
公助	「自助」「互助」「共助」で対応できない課題に対して最終的に行政が公の負担（税金）により課題を解決する。 高齢者福祉事業、生活保護、人権擁護、虐待対策など。

第4章 施策の展開

第1節 基本目標1 人づくり

【現状と課題】

- ・ 価値観の多様化等により地域における住民同士のつながりが弱まり、地域における「ご近所」のつながりが希薄になっています。地区行事等への参加も義務感によるところが大きく、地域や地域内交流について関心が薄くなっています。地域福祉では、地域内での人と人のつながりが大きく関係することから、地域や地域福祉について関心や意識の醸成を図る必要があります。また、福祉サービスや制度について周知の機会や手段を増やすことも必要です。
- ・ 人口減少が進む中、介護、障がい、子育て分野等の福祉サービスへのニーズに対応するための人材確保や人材育成を進める必要があります。また、地域福祉では住民の主体的な関わりが大切であることから、ボランティアの育成も必要となっています。

【今後の取組の方向性と主な施策】

(1) 福祉や地域福祉への理解・啓発活動の推進

地域共生社会の実現に向け、地域、学校、社会福祉協議会等との連携により、村全体で福祉に対する理解を深めます。

- ① 広報活動や出前講座等の開催により、福祉や介護保険制度の周知に努めます。
- ② 認知症学習会を各団体と協働により開催し、認知症について理解を深めます。
- ③ こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ④ 障がい者の権利を守るために、事業者をはじめ全ての村民に法律の目的が浸透するよう広報活動に努めます。
- ⑤ 家庭・地域・学校・職場などあらゆる場における、様々な人権問題に関する教育・啓発活動を推進します。

(2) 介護予防、健康づくり、生きがいづくりの推進

介護予防や健康づくり、生きがいづくりへの取組を進めるとともに、村民が心身ともに健康で実りある生活を送れるよう支援します。

- ① 高齢者が自分らしく生き生きとした生活を送れるよう、介護予防を推進します。
- ② 加齢によるフレイル*予防、フレイルの状態にある方に早期に対応ができるよう、必要な医療・介護等のサービスにつなげる相談業務を行います。

※フレイル…健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと

- ③ 生活習慣病予防のため、各年代の特性に応じた健康診断を実施します。
- ④ 生涯を通じた健康増進に向け、地域、保育所、学校、行政が連携して食育の推進を図ります。
- ⑤ 感染症の正しい知識を普及・啓発するとともに予防接種法に基づいた予防接種を実施します。
- ⑥ 体力や健康状態に応じた体力づくりや健康づくりに取り組むことができるよう、公民館と連携し各種教室・講座を開催し参加機会の提供に努めます。

(3) 地域福祉の担い手の育成・確保

地域福祉を担う村民ボランティア、民生児童委員、認知症サポーター※、子育てサークルや子ども食堂※等の担い手などの多様な人材の育成・確保を推進します。

- ① 村内の福祉人材の育成について支援を検討します。
- ② 村民やボランティアによる地域福祉活動の推進について中川村社会福祉協議会と連携を図ります。
- ③ 地域力を維持するための各地区の取り組みを支援し、後継者や移住者など新たな担い手の確保を図ります。

※認知症サポーター…認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。認知症サポーター養成講座の受講により、サポーターになれる。

※子ども食堂…子どもやその保護者および地域住民に対し、無料または安価で「栄養のある食事・温かな団欒」を提供するための日本の社会活動。

第2節 基本目標2 場づくり

【現状と課題】

- ・ 地域内での人のつながりが希薄になっていることから、一人でも多くの人が社会参加できる拠点づくりや機会を創出することが必要です。
- ・ 子どもを健やかに育てるために必要なものとして、子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場所の整備が必要とされています。子どもの居場所について検討し整備する必要があります。
- ・ 介護保険事業所はもとより、障がい支援分野や子育て支援分野との協力で、誰もが暮らしやすい地域を作っていくことが求められています。
- ・ 福祉サービスを提供している事業所・団体については、持続可能な運営が望まれます。しかし、運営については内的な要因だけでなく、社会状況や経済の変化による影響を受けてしまうこともあるため、状況をよく把握し福祉サービス事業所の維持、継続を図ることが必要です。

【今後の取組の方向性と主な施策】

(1) 多世代・多文化交流や共生、障がい者（児）の居場所づくり支援

世代や文化の違いを超えて多くの人との交流の機会を増やします。また、障がい者に対する施策を充実させ、就労の支援、居場所づくり、障がい児支援などを行います。

- ① 高齢者や障がい者（児）、子育て世代、子ども等、地域に暮らす様々な人が集うことのできる交流の場の設置について検討するとともに、運営する団体を支援します。
- ② 社会生活を営む上で、困難を有する子ども、若者が安心して通うことができる居場所等の設置を検討するとともに、運営する団体を支援します。
- ③ 障がい者（児）の活動の拠点づくりや運営団体の育成・支援に取り組みます。
- ④ 地域活動支援センター※を拠点とし、社会参加の機会の充実に取り組みます。

※地域活動支援センター…障害によって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設

(2) 社会参加の機会や社会活動の促進

高齢者や女性、障がい者（児）などの社会参加や就業の機会の拡充に努めます。

- ① シルバー人材センター等との連携により、高齢者の就労を支援します。
- ② 公民館活動を通じた高齢者の社会参加を促します。
- ③ 障がい者（児）の活動や就労を支援します。
- ④ 企業に対し、子育てに関する啓発活動を行い、労働者の働き方について個々の意識改革を図るとともに、男性も含めた育児休暇を取得しやすい環境について考えます。
- ⑤ 仕事と子育ての両立支援のための啓発活動を推進します。

(3) 地域資源の把握・創出や活動の継続促進

地域で困っている人の福祉ニーズに対し、必要な支援につなげられるように、地域内資源の把握に努めます。また、今後想定される多様なニーズに応えられるよう、地域資源の創出や活動が継続できるよう支援を行っていきます。

- ① NPO 法人等の自主性に配慮しながら、組織強化のための人材育成、活動しやすい環境づくりなど、活動を支援します。

第3節 基本目標3 仕組みづくり

【現状と課題】

- ・ 高齢化の進行や世帯構成の変化により、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯が増加傾向にあります。

また、総人口は減少していく中、障がいのある方の数はほぼ一定であることから割合は増加しています。高齢者や障がいのある方が、安心して地域で暮らし続けられるよう、それぞれの生活課題を解決できる地域や仕組みづくりを進める必要があります。

- ・ 福祉サービスを必要としている人がどのようなサービスを必要としているか、また、今後必要とされそうなサービスは何か、ニーズを把握し提供することが大切となります。各種福祉サービスを充実させ、必要な支援体制を整備する必要があります。
- ・ 全国的に、高齢者、障がい者（児）、子どもに対する虐待が問題になっています。村において虐待の認知件数は横ばいですが、虐待までには至らないが介護者や養育者からの相談、関係機関からの通報等は増加しています。福祉、保健、教育、地域と連携し、虐待の早期発見、予防、人権教育や普及啓発が必要です。

【今後の取組の方向性と主な施策】

(1) 安全・安心に暮らせるむらづくり

村に暮らす全ての人が、安全・安心に暮らせるよう、地域での見守り、子育て環境の整備、災害時の支援等、多方面の取組を推進します。

- ① 住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、地域内での助け合いを基盤とした地域包括ケアシステム[※]の構築に向けた取り組みを推進します。
- ② 障がい者（児）の家族、介護をする方の高齢化が進む中、将来的な住居及び生活を確保する必要があることから、住宅環境の整備や、グループホーム[※]のニーズ把握等を行い、検討を進めます。
- ③ 妊娠前から出産、子育てまで切れ目のない支援を推進します。
- ④ 子育て支援施設を拠点とした子育てを支援する体制を充実します。
- ⑤ 防災・減災の学習機会や情報の提供に努めるとともに、学習をとおして、自助及び共助（互助）の意識の醸成を図れるようにします。
- ⑥ 地域住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できるよう、災害時住民支え合いマップ[※]の作成を支援します。
- ⑦ 小中学生、高齢者、障がい者（児）等交通弱者に対し、関係機関が連携して効率的・効果的な公共交通確保対策を行います。
- ⑧ 災害時等に、村で設置する福祉避難所の場所等について周知を図るとともに、計画期間内での個別避難計画の策定を進めていきます。

※地域包括ケアシステム…介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制。

※グループホーム…障がい者や認知症のある高齢者が、スタッフの介助を受けながら少人数で共同生活をする施設。

※災害時住民支え合いマップ…災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図。

(2) 福祉サービスの一層の充実と適正利用の推進

高齢者、障がい者（児）、子どもなどに対する福祉サービスの一層の充実を図り、サービスの適切な利用を推進します。

- ① 介護保険サービスが適正に実施されるよう、介護給付の適正化に向けた取り組みを推進します。
- ② 子どもの障がいの早期発見や切れ目のない相談支援に取り組みます。
- ③ 乳幼児期に必要な質の高い保育を行うため、少子化に対応した適正な保育所について検討します。
- ④ 不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、子どもや保護者に対する支援体制を充実します。
- ⑤ 保育所入所から高校等の卒業まで連続した支援を実施します。
- ⑥ 相談を断らない体制、また、子どもから大人まで途切れのない支援を行うため、包括的支援体制※整備に取り組みます。

※包括的支援体制…対象にとらわれない横断的な支援を目指すもので、身近な地域での「住民の地域福祉活動への参加を促す環境づくり」「さまざまな地域生活課題の相談に応じる体制づくり」、市町村域での「多機関協働による支援体制づくり」という三本柱で構成される。

(3) 権利擁護の体制整備や成年後見制度の利用促進

高齢者、障がい者（児）、子どもなどに対する虐待の防止や差別の解消のため、権利擁護の体制を整備し、個人の尊厳を守ります。

- ① 乳幼児及び児童の虐待、育児放棄等を未然に防ぐため、関係機関で情報を共有し虐待の発生子防、早期発見に努めます。
- ② 家庭・地域・学校・職場などあらゆる場における、様々な人権問題に関する教育・啓発活動を推進します。

なお、成年後見制度の利用促進については、「第 6 章中川村成年後見制度利用促進基本計画」において施策の方向性や基本施策等の詳細を記してあります。

第4節 基本目標 4 つながりづくり

【現状と課題】

- ・ 福祉サービスの相談体制は、これまで、高齢者、障がい者（児）、子ども等の対象分野ごとに

制度の充実が図られてきました。しかし、「複合的な課題」を抱えるケースが増加してきています。複合的な課題を抱えている方は、複数の相談窓口利用が必要となり、また、現在の福祉制度では対象となる制度や法律がないなど制度の狭間でどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。

- ・ 地域社会からの孤立が長期にわたる者、その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じるというようなアウトリーチ等を通じた継続的支援等、支援が届いていない人に支援を届けることや、潜在的な相談者を見付けることなども重要な取り組みとされています。
- ・ 地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく地域住民や社会福祉事業者をはじめとする民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠です。
- ・ 地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を整備することが重要です。

【今後の取組の方向性と主な施策】

(1) 複雑化・多様化した課題への包括的な相談支援体制の整備

高齢者世帯に限らず、子育て家庭やひとり親家庭、生活困窮者などが抱える複雑化・多様化している悩みや不安に対して、世代や属性を問わない包括的な相談支援体制の整備を目指します。

- ① 地区担当民生児童委員と協力し、ひきこもり問題や生活困窮問題の不安の軽減を図るよう相談体制の充実と関係機関の関わりにつなげます。
- ② 子育て中の様々な問題に対して専門的な立場からアドバイスができる保育士や保健師、家庭相談員を育成するとともに、子育ての情報提供や周知を行います。また、教育・育児相談についても気軽に相談のできる体制を整えます。

(2) アウトリーチ等による継続的な支援体制の整備

訪問相談や安否確認を通じた要支援対象者の状態把握や関係機関との情報共有などにより、支援対象者と継続的につながることが可能な支援体制を整えます。

- ① 生活や就労での相談者を生活就労センター（まいさぽ上伊那）へつなげます。
- ② 重層的支援体制事業へつなげ、継続的に支援を行います。

(3) 多機関協働による支援体制整備

在宅医療と介護、自立支援協議会と関係機関、保健・医療機関と消防など様々な分野における連携と協働を推進し、多機関協働による支援体制を整えます。

- ① 医療と介護を一体的に提供するための体制を整備します。
- ② 保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策の横断的な取り組みにより、総合的な対策を推進します。

第5章 中川村重層的支援体制整備事業推進計画

少子・高齢化や人口減少の進行、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー※、8050問題※といった課題に加え、自然災害の激甚化への対応など地域社会は複雑化・多様化した課題に直面しています。

こうした課題に対しては、子ども・障がい者（児）・高齢者などの属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとの分野による支援体制では解決が困難な場合があり、必要な支援に対しての対応力の強化が求められるようになりました。

また一方で地域においては、これまでの地域活動やつながりとは異なるさまざまな取組や参加の機会など新しい動きが生まれてきており、地域の新たな可能性として期待される面もあります。

そのため、社会の変化等に伴い生じている課題とこれからの地域の可能性に目を向けたうえで、地域共生社会の実現を目指し、令和2年（2020年）6月の「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、重層的支援体制整備事業が創設されました。

本章は、中川村における現状と課題を踏まえ、本計画における包括的な支援体制についての実践的な取組である「中川村重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

※ヤングケアラー…本来は大人が担うと想定されている、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※8050問題…80代の親が50代の子どもの生活を支えるという社会問題。親は経済的にも精神的にも強い負担を請け負うと同時に、親子で社会から孤立した状態となっている。

第1節 重層的支援体制整備事業の実施について

重層的支援体制整備事業では、複雑化・複合化した課題に対応するため、以下の3つの支援を一体的に実施します。

① 相談支援

本人や世帯の属性に関わらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



図_重層的支援体制整備事業のイメージ

出典：厚生労働省ホームページ

第2節 支援内容

「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援に対し、下表のとおり事業を行っていきます。

表_重層的支援体制整備事業の内容

事業名		事業内容
相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人まで途切れない支援を行うため包括的相談支援体制の整備（伴走型支援体制整備） 相談を断らない体制整備
	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した課題に対し、各分野から相談や情報提供を受け、支援チームの編成、支援計画の作成を行う。
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 自ら相談出来ない人、支援の拒否等により必要な支援が受けられない人に、訪問等により積極的に関わり継続的支援を行う。
参加支援		<ul style="list-style-type: none"> 既存の取組では対応できない、支援の狭間にいる人のニーズを把握し、就労支援や住居支援等の支援メニューを提供できる体制整備。
地域づくりに向けた支援		<ul style="list-style-type: none"> 年代や属性を超えて交流できる居場所、活動の場など地域資源を活かし活動の活性化を図る。

第6章 中川村成年後見制度利用促進基本計画

第1節 背景・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなくなり、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国は、この成年後見制度が判断能力の低下した方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年(2016年)5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」という)を施行しました。

平成29年(2017年)3月には、「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年(2022年)3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を定めました。第二期では、「地域共生社会」の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。市町村においては、利用促進法14条第1項において、国基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとしています。

村では令和4年(2022年)時点で高齢化率が36.1%となっています。高齢化に伴う認知症の人の増加が全国的な課題となっている中、厚生労働省(2015)『認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)』では、認知症高齢者の数は令和7年(2025年)に高齢者の約5人に1人となることが見込まれています。判断能力が不十分で預貯金や不動産等の財産管理、必要な介護サービスの契約や施設入所の契約を自分で結ぶことが難しくなる方、自分に不利益な契約であっても判断することができず消費者被害に遭ってしまう方が増加する恐れがあり、今後成年後見制度への需要が増大することが予想されます。

こうした背景も踏まえ、住み慣れた地域において尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進し、成年後見制度に対する取組みを実施していくため、本章を「中川村成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という)として策定します。

第2節 成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度はご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。「判断能力が不十分な方」には「補助」、「判断能力が著しく不十分な方」には「保佐」、「判断能力が全くない方」には「後見」とご本人の判断能力に応じて3つの種類があります。

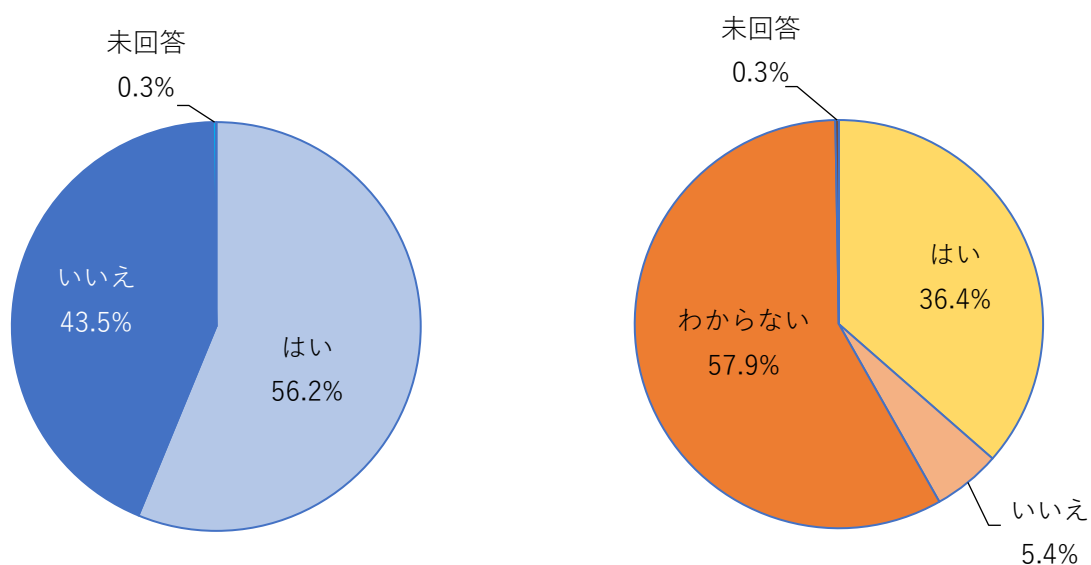
任意後見制度はご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを公正証書によって契約で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

第3節 現状と課題

中川村においては、地域包括支援センターが成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や申立て支援等の相談に対応しています。また、上伊那郡内の8市町村（伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村）を対象とする、上伊那成年後見センターとも連携を図りながら進めています。

本計画策定に先立ち実施されたアンケート調査結果によると、制度についての認知度は半分程度であり、将来的に制度を利用したいと考えているのは、回答者の4割弱（36.4%）にとどまっています。

今後、認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいのある方が増えると推測されていることから、制度の周知と、適切な利用が望まれます。



図_左：成年後見制度を知っているか 右：将来制度を利用したいか

第4節 施策の方向性

(1) 施策の方向性

成年後見制度の利用を促進する施策は、村づくり・地域づくりの観点も踏まえ、成年後見制度の利用を含む権利擁護の体制を地域で整えることを目指し、後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、地域連携ネットワークの構築、制度の理解促進と適正な運用を進めます。

(2) 基本施策

基本計画では施策の方向性に則り、次の基本施策を実施することで制度の利用促進を図ります。

■ 基本施策

① 成年後見制度の適切な利用の促進

必要な時に、制度が利用できるよう「中川村成年後見制度利用支援事業」を実施するとともに、利用する人の自己決定権を尊重し、個別のケースに応じた適切な運用を図るとともに、上伊那成年センターと協力し、後見人を担う人材の育成も行っていきます。

② 地域連携ネットワークの仕組みづくりに向けた取組

今後も上伊那成年センターと連携を図るとともに、福祉、行政、司法、専門分野の団体など多様な社会資源をネットワーク化し、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる体制の構築に向け検討していきます。

③ 中核機関の機能の充実

中核機関が担う1次相談窓口として、本人や親族、関係者からの相談対応、権利擁護アセスメント、ニーズ見極めなどを継続して行うとともに、本人や家族が理解を深められるよう、広報・啓発活動などにより制度の周知に努め、必要な人が必要な時に制度利用ができるよう、体制・機能の充実に努めます。

④ 日常生活自立支援事業との適切な連携

日常生活自立支援事業は、本人の意思を尊重しつつ、本人が自分で権利行使を出来るようにする支援、意思決定を重視したサービスで、成年後見制度の入口ともいえる機能を果たしています。

日常生活自立支援事業の重要性と役割を認識し、成年後見制度との役割分担のあり方について、中川村社会福祉協議会などの関係機関と検討し、適切な連携を図ります。

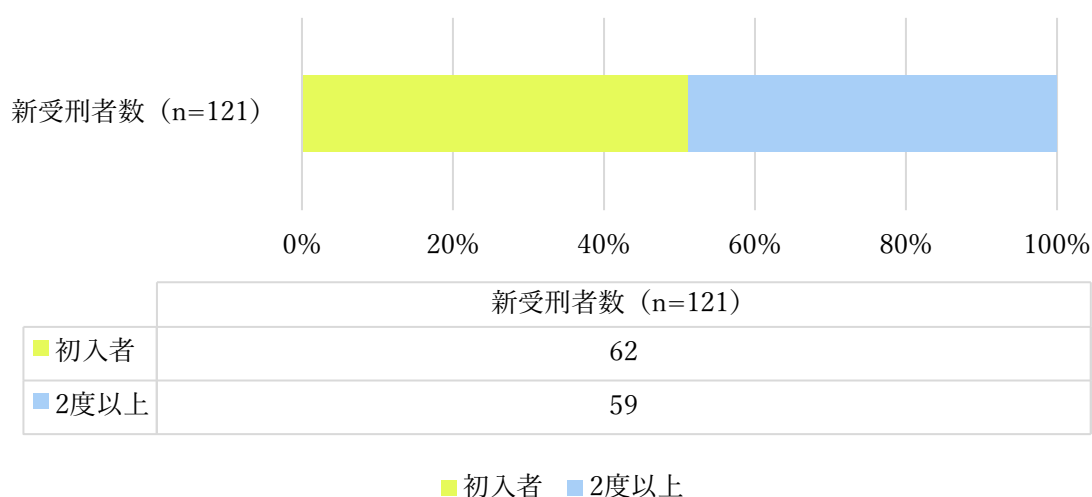
第7章 再犯防止に向けた取組

刑法犯の認知件数は平成15年（2003年）から減少傾向にあり、刑法犯検挙者中の再犯者数も平成19年（2007年）から減少しています。しかし、再犯者率はほぼ横ばいとなっています。更なる安全・安心を確保するために、平成28年（2016年）に再犯防止等に関する国及び地方公共団体の責務を示した、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年（2017年）には再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進計画」が策定されました。

再犯防止推進計画では、①国・地方公共団体・民間の緊密な連携強化 ②切れ目のない指導及び支援の実施 ③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施 ④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施 ⑤広報等による国民の関心と理解の醸成の5つの基本方針が示されました。しかし、犯罪者支援には就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校と連携した修学支援、犯罪や非行をした人の特有の課題から必要な行政サービスが受けられない、地域情報が乏しく限られた社会資源しか活用できないという様々な課題があります。

安定した社会生活が送れずに支援が途切れ、再び犯罪に至ってしまう者もいます。犯罪や非行をした人の再犯を防止するには、就労・住居・保健医療・福祉等、生活するうえで一番身近な市町村による社会復帰に向けた支援が重要です。

村では、国の計画を踏まえ犯罪や非行をした人に対して「行政サービスの提供」、地域の再犯防止に取り組む「民間協力者の活動支援」、地域住民に対する「広報・啓発活動」などを実施し、社会復帰支援に取り組み、安心・安全な村づくりを目指して、関係機関や関係部署と連携を図りながら取組を進めます。



図_長野県令和4年度新受刑者における入所度数2度以上の割合

第8章 計画を推進するために

第1節 推進体制

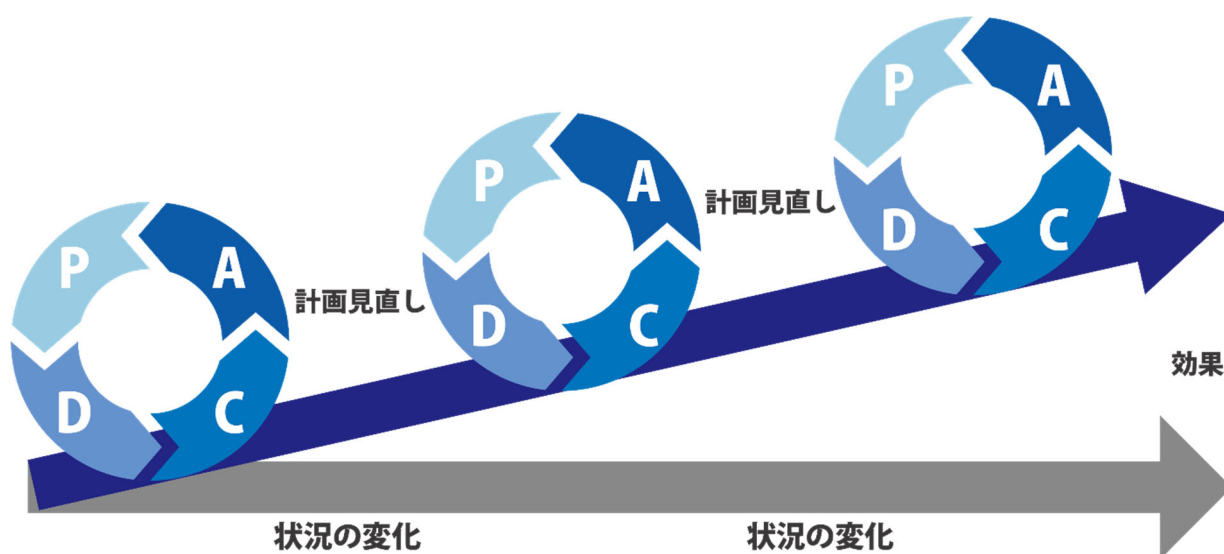
本計画は、村民や地域が主体となり行い、行政・事業所・団体等がそれぞれの立場で支援、また連携することで地域の課題解決を目指します。

本計画は、福祉分野だけではなく、保健、就労といったものも含み、多岐の分野にわたるため、庁内関係部署との連携をさらに進め、推進していきます。

第2節 進行管理・評価

計画を効果的に実施していくために、進捗状況を評価・検証します。評価はPDCAサイクル※の考えに則り、評価後の取組内容を検討します。

また、社会情勢の変化や制度改正などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



図_PDCAサイクルのイメージ

※P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Chek : 評価)、A (Act : 改善) の4つの段階を繰り返し行うことで、業務を継続的に改善する方法。

資料編

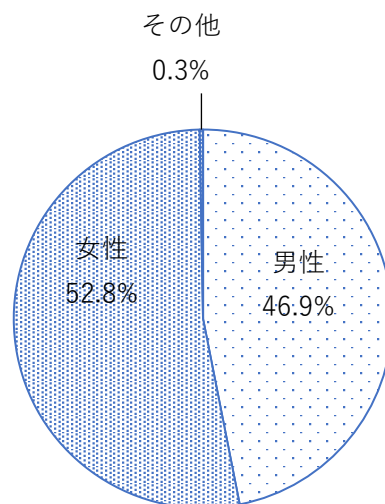
アンケート調査結果

◆ あなた自身についてお聞きします

【問1】 はじめに、あなたご自身のことについてお答えください。下記の質問をお読みいただき、該当する番号に○をつけてください。

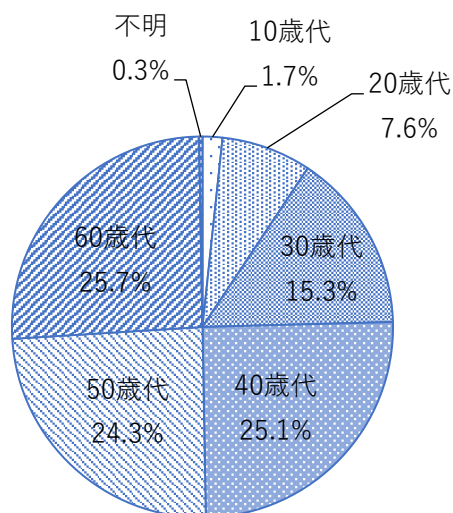
① 性別

	度数	割合
男性	166	46.9%
女性	187	52.8%
その他	1	0.3%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



② 年齢

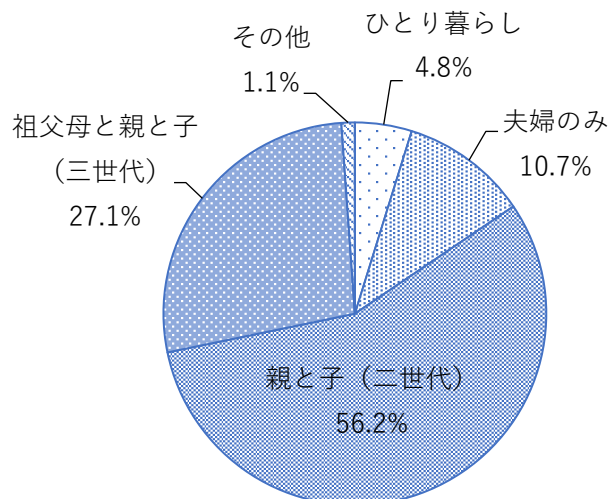
	度数	割合
10歳代	6	1.7%
20歳代	27	7.6%
30歳代	54	15.3%
40歳代	89	25.1%
50歳代	86	24.3%
60歳代	91	25.7%
未回答	0	0.0%
不明	1	0.3%
合計	354	100.0%



③ 家族構成

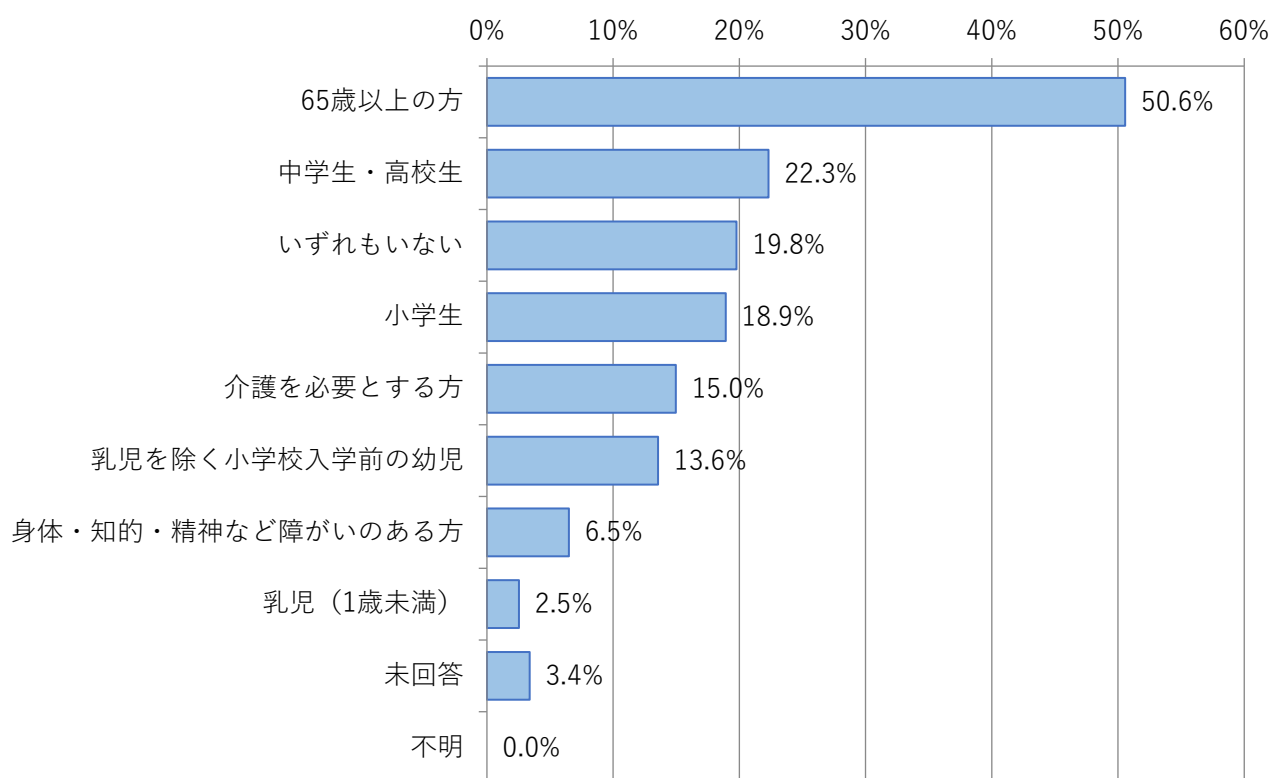
A. 世帯構成をお答えください。

	度数	割合
ひとり暮らし	17	4.8%
夫婦のみ	38	10.7%
親と子 (二世帯)	199	56.2%
祖父母と親と子 (三世帯)	96	27.1%
その他	4	1.1%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



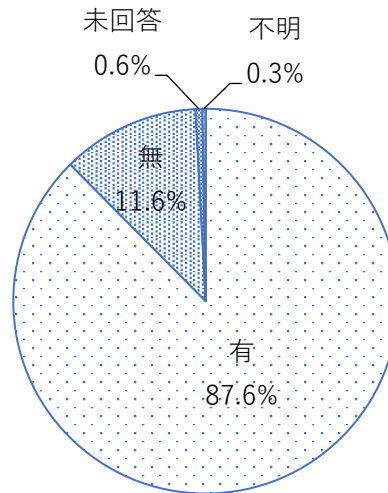
B. ご自身を含めて、ご家族の中に以下の方がいる場合、該当するすべてに○をしてください。

	度数	割合
65歳以上の方	179	50.6%
中学生・高校生	79	22.3%
いずれもない	70	19.8%
小学生	67	18.9%
介護を必要とする方	53	15.0%
乳児を除く小学校入学前の幼児	48	13.6%
身体・知的・精神など障がいのある方	23	6.5%
乳児（1歳未満）	9	2.5%
未回答	12	3.4%
不明	0	0.0%
回答者数 n	354	



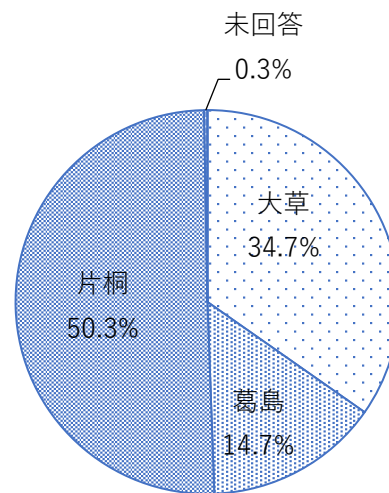
④ 就業の有無

	度数	割合
有	310	87.6%
無	41	11.6%
未回答	2	0.6%
不明	1	0.3%
合計	354	100.0%



⑤ 居住地区

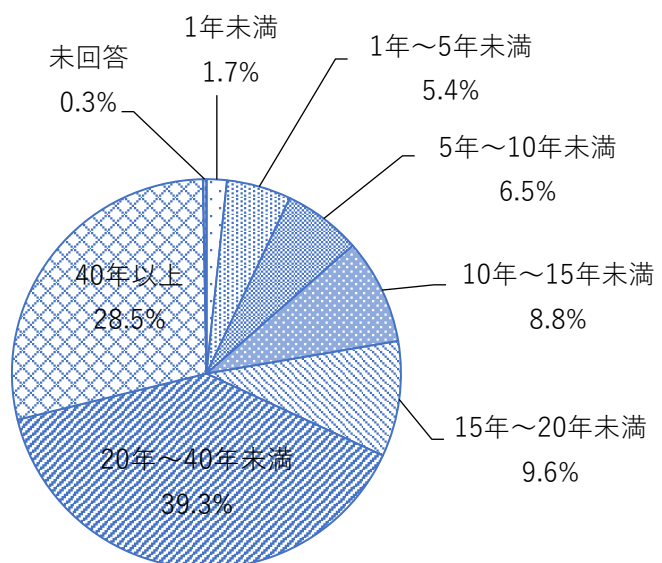
	度数	割合
大草	123	34.7%
葛島	52	14.7%
片桐	178	50.3%
未回答	1	0.3%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



⑥ 居住年数

中川村での通算の居住年数をお答えください。

	度数	割合
1年未満	6	1.7%
1年～5年未満	19	5.4%
5年～10年未満	23	6.5%
10年～15年未満	31	8.8%
15年～20年未満	34	9.6%
20年～40年未満	139	39.3%
40年以上	101	28.5%
未回答	1	0.3%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



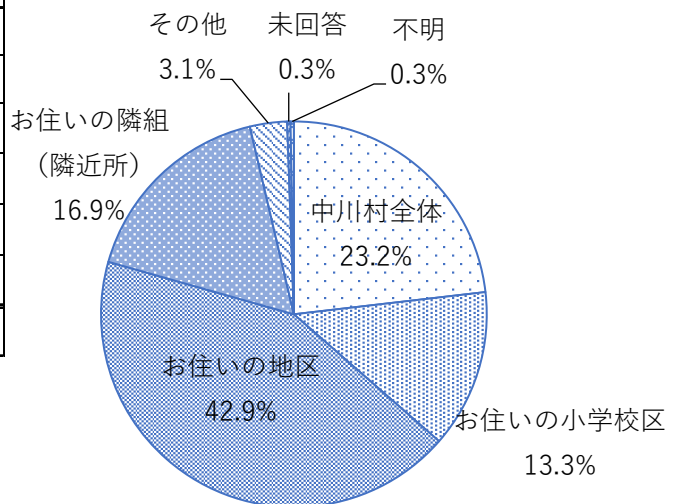
◆ 地域のつながりについてお聞きします

【問2】 あなたがつながりを感じる「地域」はどの範囲ですか。（回答は1つだけ）

「お住まいの地区」（42.9%）が最も高く、次いで「中川村全体」（23.2%）、「お住いの隣組（隣近所）」（16.9%）の順となった。

10歳代以外は、「お住まいの地区」を地域ととらえる方が最も高かったが、年代が上がるにつれ、より小さい単位である「お住いの隣組（隣近所）」を地域と感じる割合が増えるという結果となった（10歳代 0.0%、20歳代 11.1%、30歳代 14.8%、40歳代 15.7%、50歳代 17.4%、60歳代 22.0%）。

	度数	割合
中川村全体	82	23.2%
お住いの小学校区	47	13.3%
お住いの地区	152	42.9%
お住いの隣組（隣近所）	60	16.9%
その他	11	3.1%
未回答	1	0.3%
不明	1	0.3%
合計	354	100.0%



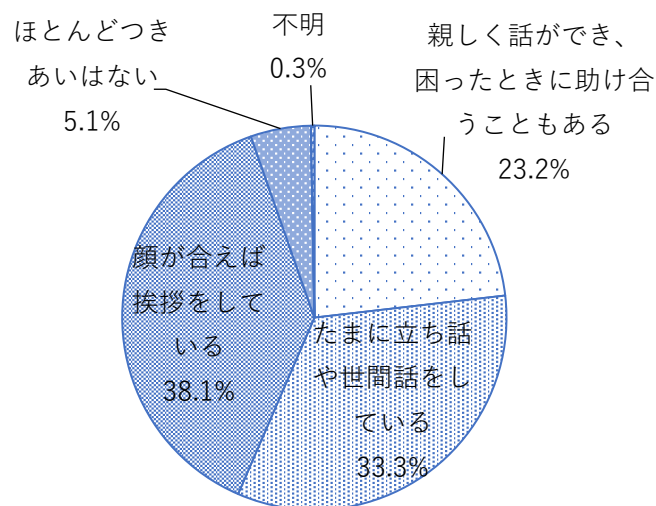
【問 3】 あなたは、ご近所（地区程度）の方と、どのようなつきあいをしていますか。
（回答は1つだけ）

「顔が合えば挨拶をしている」(38.1%) が最も高く、次いで「たまに立ち話や世間話をしている」(33.3%)、「親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある」(23.2%) の順となった。

50 歳代、60 歳代では「たまに立ち話や世間話をしている」がそれぞれ 38.4%、39.6% と最も高く、地域福祉で重要な項目になると思われる「親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある」が、50 歳代 (32.6%)、60 歳代 (30.8%) では二番目に多い結果となった。

「親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある」の項目は地区別でみた場合、大草 (31.7%)、葛島 (30.8%) で 3 割を超える結果となった。

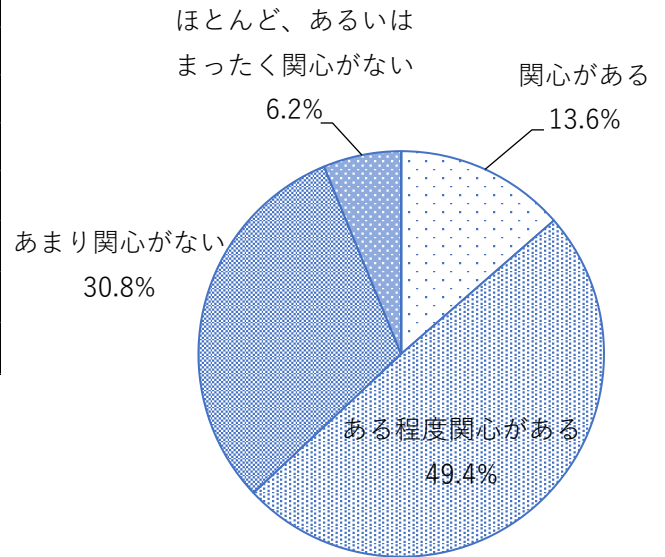
	度数	割合
親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある	82	23.2%
たまに立ち話や世間話をしている	118	33.3%
顔が合えば挨拶をしている	135	38.1%
ほとんどつきあいはない	18	5.1%
未回答	0	0.0%
不明	1	0.3%
合計	354	100.0%



【問 4】 村や区等における住民同士の交流や地域コミュニティについて関心を持っていますか。
 (回答は1つだけ)

「関心がある」「ある程度関心がある」と回答した方が、全体の6割以上を占めた。

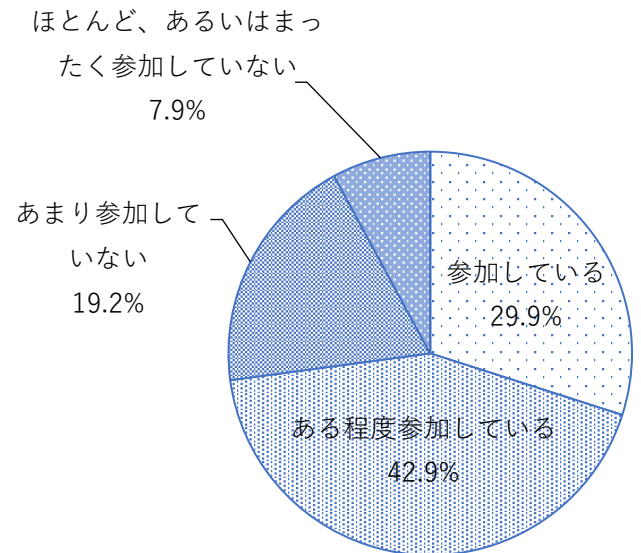
	度数	割合
関心がある	48	13.6%
ある程度関心がある	175	49.4%
あまり関心がない	109	30.8%
ほとんど、あるいはまったく関心がない	22	6.2%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



【問 5】 あなたは、村や地区等の行事や活動に参加されていますか。(回答は1つだけ)

「参加している」「ある程度参加している」と回答した方が、全体の7割以上を占めた。

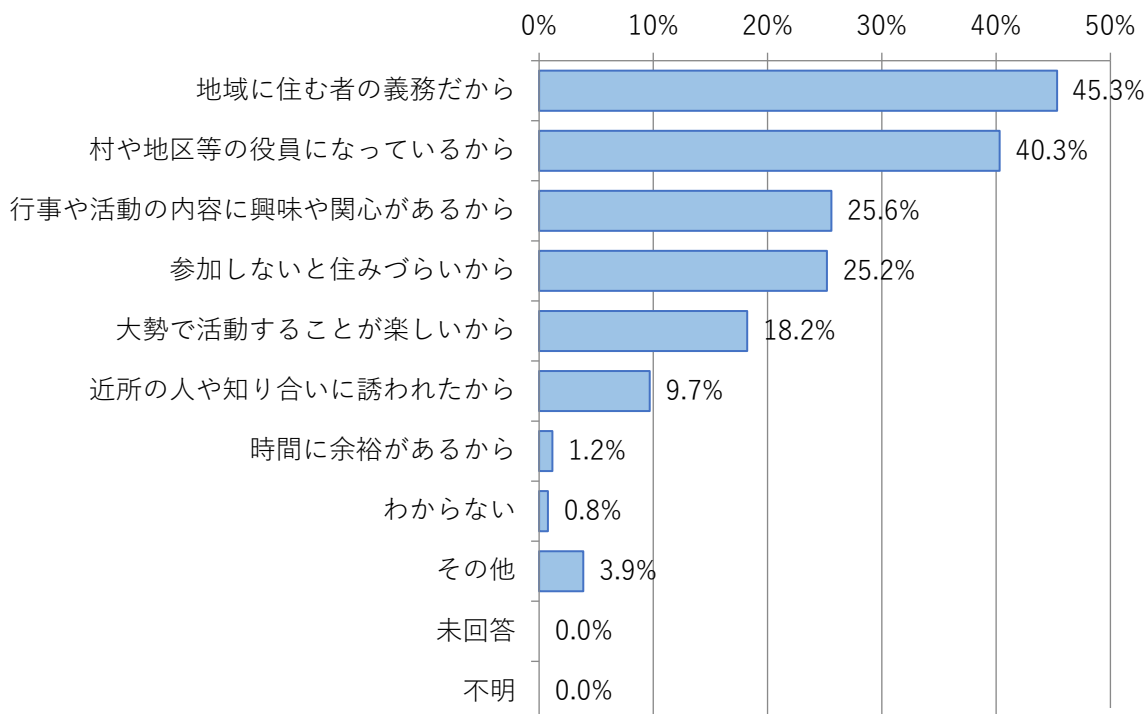
	度数	割合
参加している	106	29.9%
ある程度参加している	152	42.9%
あまり参加していない	68	19.2%
ほとんど、あるいはまったく参加していない	28	7.9%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



【問6】 問5で1、2と答えた方だけにお聞きします。村や地区等の行事や活動に参加している主な理由は何ですか。（回答は2つまで）

「地域に住む者の義務だから」（45.3%）が最も高く、次いで「村や地区等の役員になっているから」（40.3%）、「行事や活動の内容に興味や関心があるから」（25.6%）の順となった。

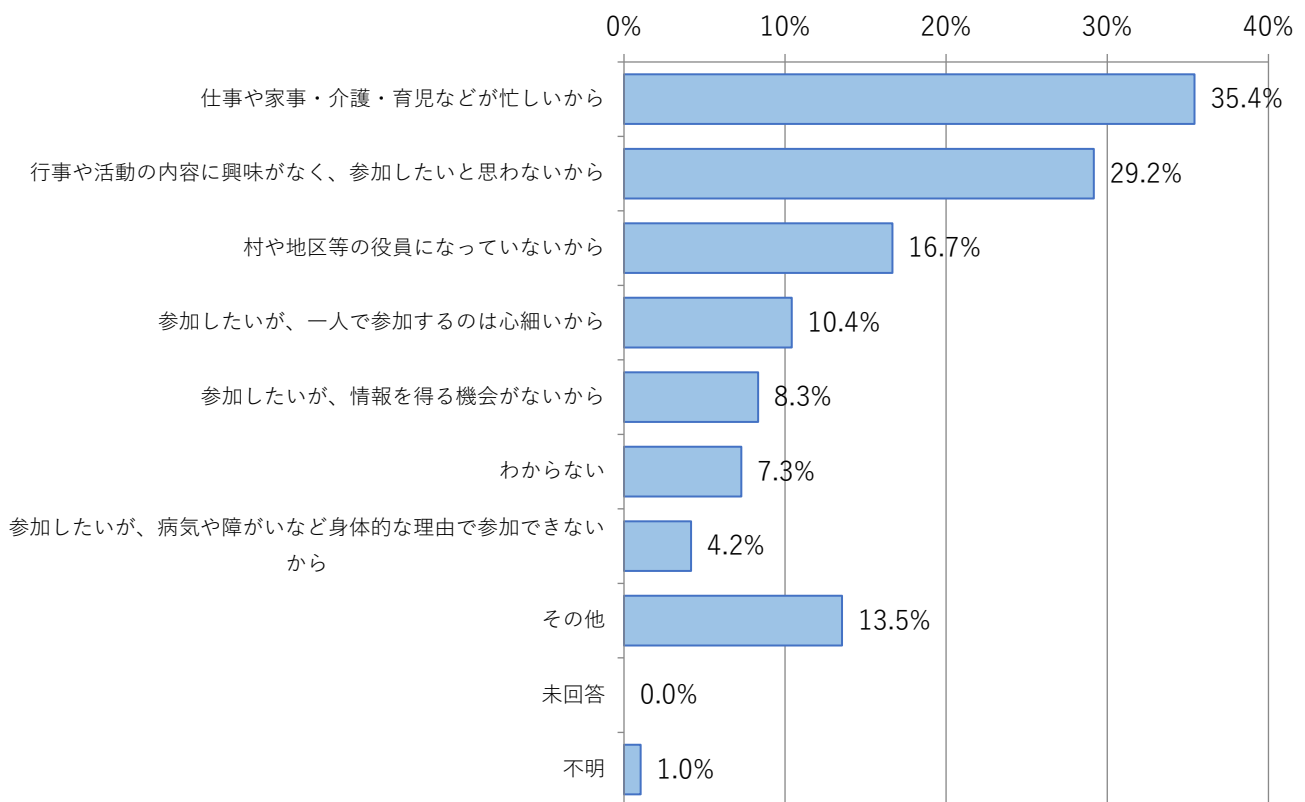
	度数	割合
地域に住む者の義務だから	117	45.3%
村や地区等の役員になっているから	104	40.3%
行事や活動の内容に興味や関心があるから	66	25.6%
参加しないと住みづらいから	65	25.2%
大勢で活動することが楽しいから	47	18.2%
近所の人や知り合いに誘われたから	25	9.7%
時間に余裕があるから	3	1.2%
わからない	2	0.8%
その他	10	3.9%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	258	



【問 7】 問5で 3、4 と答えた方だけにお聞きします。村や地区等の行事や活動に参加しない主な理由は何ですか。（回答は 2 つまで）

「仕事や家事・介護・育児などが忙しいから」(35.4%) が最も高く、次いで「行事や活動の内容に興味がなく、参加したいと思わないから」(29.2%)、「村や地区等の役員になっていないから」(16.7%) の順となった。

	度数	割合
仕事や家事・介護・育児などが忙しいから	34	35.4%
行事や活動の内容に興味がなく、参加したいと思わないから	28	29.2%
村や地区等の役員になっていないから	16	16.7%
参加したいが、一人で参加するのは心細いから	10	10.4%
参加したいが、情報を得る機会がないから	8	8.3%
わからない	7	7.3%
参加したいが、病気や障がいなど身体的な理由で参加できないから	4	4.2%
その他	13	13.5%
未回答	0	0.0%
不明	1	1.0%
回答者数 n	96	

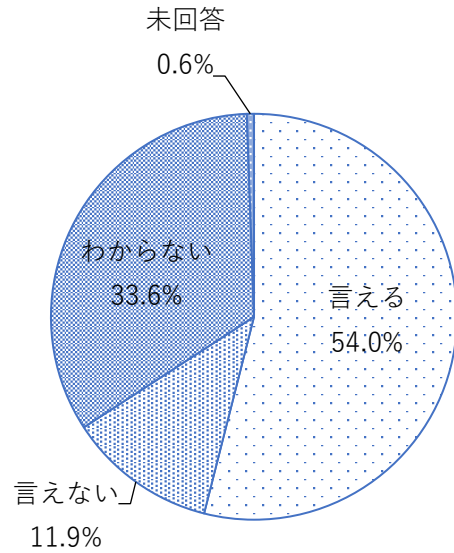


◆ 地域福祉についてお聞きします

【問8】 あなたは、暮らしの困りごとがあったとき、他人に「助けて」ということが出来ますか。
また、「言えない」場合、それはなぜですか。（回答は1つだけ）

「言える」と回答した方が、全体の半数以上を占めた。

	度数	割合
言える	191	54.0%
言えない	42	11.9%
わからない	119	33.6%
未回答	2	0.6%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%

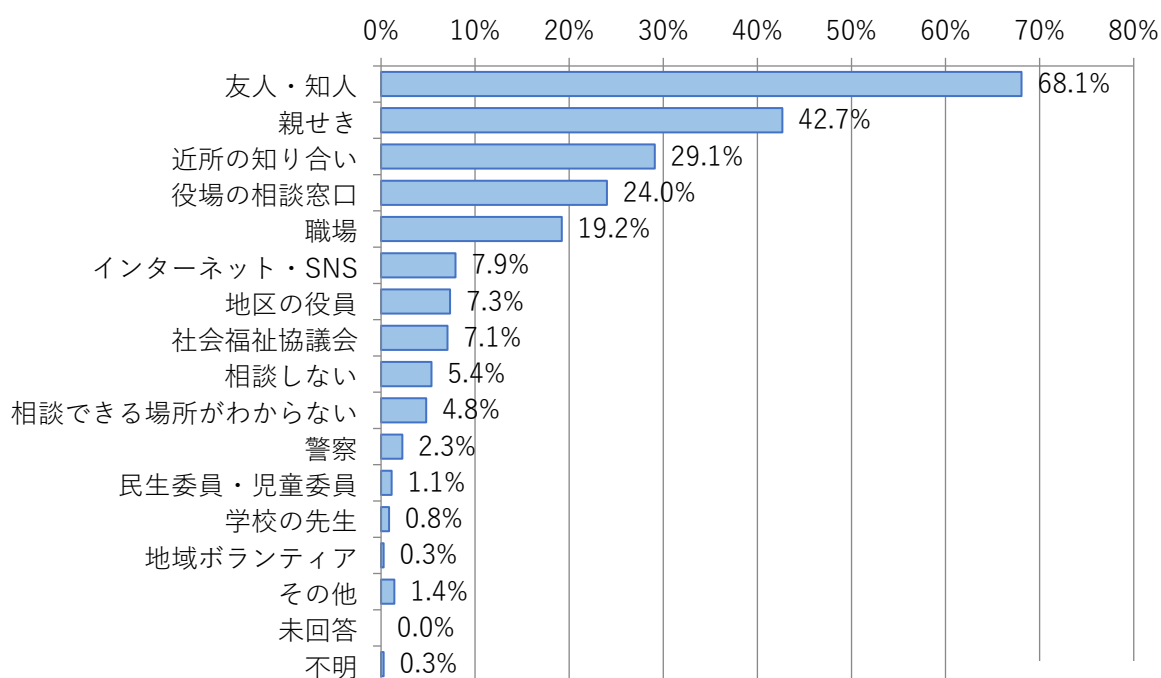


【問9】 あなたは、暮らしの困りごとを相談するとしたら、家族以外で誰に相談しますか。
 (回答は3つまで)

「友人・知人」(68.1%)が最も高く、次いで「親せき」(42.7%)、「近所の知り合い」(29.1%)の順となった。

60歳代では、「親せき」(54.7%)が最も高く、次いで「友人・知人」(52.7%)となった。

	度数	割合
友人・知人	241	68.1%
親せき	151	42.7%
近所の知り合い	103	29.1%
役場の相談窓口	85	24.0%
職場	68	19.2%
インターネット・SNS	28	7.9%
地区の役員	26	7.3%
社会福祉協議会	25	7.1%
相談しない	19	5.4%
相談できる場所がわからない	17	4.8%
警察	8	2.3%
民生委員・児童委員	4	1.1%
学校の先生	3	0.8%
地域ボランティア	1	0.3%
その他	5	1.4%
未回答	0	0.0%
不明	1	0.3%
回答者数 n	354	

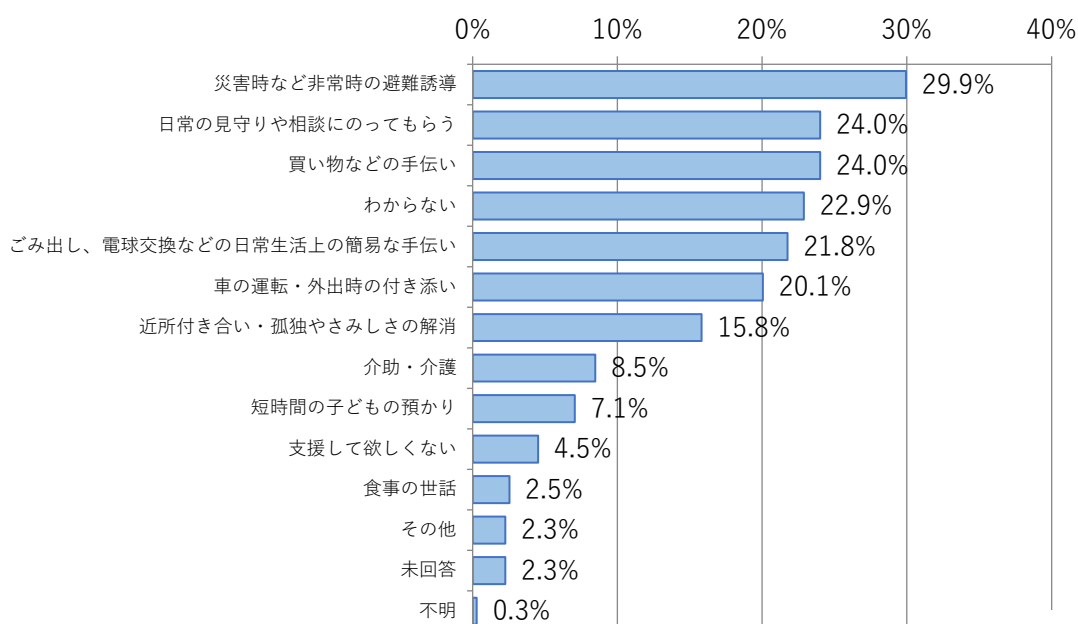


【問 10】 あなたが日常生活支援が必要な場合、隣近所の人にどんな支援をしてもらいたいですか。（回答は3つまで）

「災害時など非常時の避難誘導」(29.9%)が最も高く、次いで「日常の見守りや相談にのってもらおう」(24.0%)、「買い物などの手伝い」(24.0%)、「わからない」(22.9%)の順となった。

年代別で最も高かった項目は、10歳代が「日常の見守りや相談にのってもらおう」「買い物などの手伝い」(ともに33.3%)、20歳代が「買い物などの手伝い」(37.0%)、30歳代が「災害時など非常時の避難誘導」(29.6%)、40歳代が「災害時など非常時の避難誘導」(30.3%)、50歳代が「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」(37.2%)、60歳代が「日常の見守りや相談にのってもらおう」(31.9%)であった。

	度数	割合
災害時など非常時の避難誘導	106	29.9%
日常の見守りや相談にのってもらおう	85	24.0%
買い物などの手伝い	85	24.0%
わからない	81	22.9%
ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い	77	21.8%
車の運転・外出時の付き添い	71	20.1%
近所付き合い・孤独やさみしさの解消	56	15.8%
介助・介護	30	8.5%
短時間の子どもの預かり	25	7.1%
支援して欲しくない	16	4.5%
食事の世話	9	2.5%
その他	8	2.3%
未回答	8	2.3%
不明	1	0.3%
回答者数 n	354	

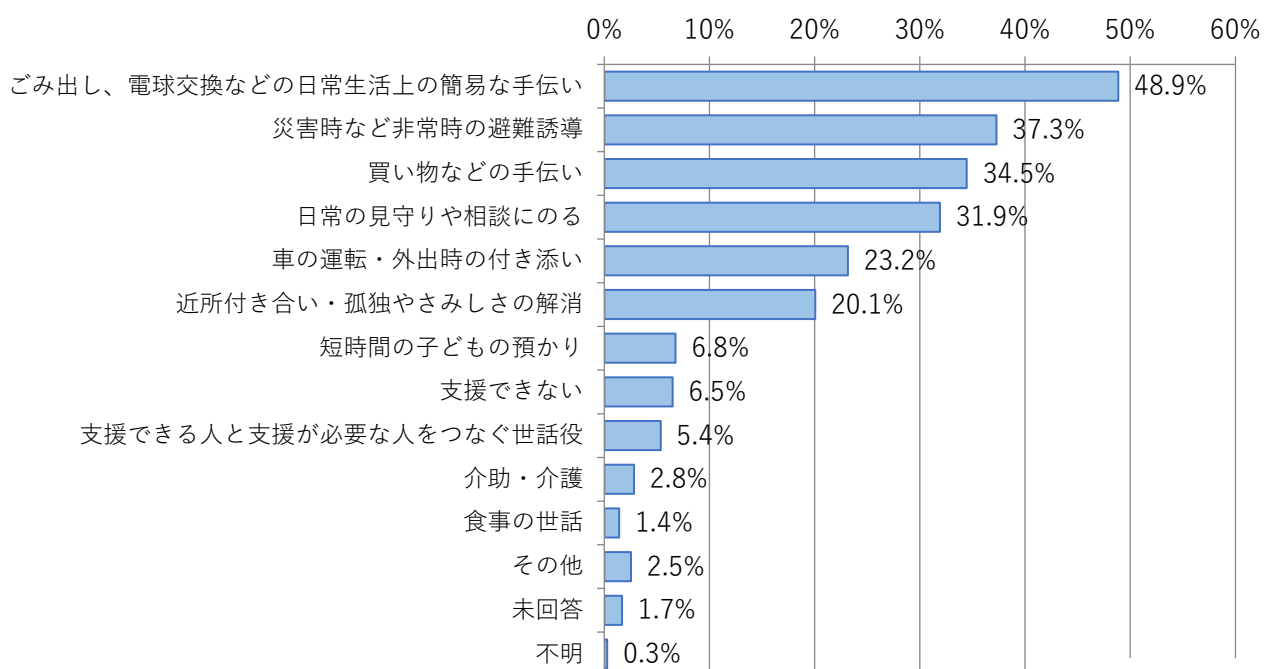


【問 11】 あなたの隣近所に高齢者や障がい者など日常生活支援が必要な方がいた場合、あなたはどんな支援ができますか。（回答は3つまで）

「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」（48.9%）が最も高く、次いで「災害時など非常時の避難誘導」（37.3%）、「買い物などの手伝い」（34.5%）の順となった。

年代別では、どの年代も「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」が一番高かったが、20歳代は「災害時など非常時の避難誘導」も同率となった。

	度数	割合
ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い	173	48.9%
災害時など非常時の避難誘導	132	37.3%
買い物などの手伝い	122	34.5%
日常の見守りや相談にのる	113	31.9%
車の運転・外出時の付き添い	82	23.2%
近所付き合い・孤独やさみしさの解消	71	20.1%
短時間の子どもの預かり	24	6.8%
支援できない	23	6.5%
支援できる人と支援が必要な人をつなぐ世話役	19	5.4%
介助・介護	10	2.8%
食事の世話	5	1.4%
その他	9	2.5%
未回答	6	1.7%
不明	1	0.3%
回答者数 n	354	



◆ 福祉サービスについてお聞きします

【問 12】 あなたは福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか。

(あてはまるもの全てを回答欄へ記入)

「村の広報紙やパンフレット」(54.0%) が最も高く、次いで「家族・親戚」(28.2%)、「インターネット」(26.6%) の順となった。

年代別で高かったのは、10 歳代は「入手してない(あるいは必要ない)」(66.7%)、「インターネット」(16.7%)、「未回答」(16.7%) となった。

20 歳代では「家族・親戚」(59.3%)、「インターネット」(40.7%)、「近所の人・友人・知人」(18.5%) となった。

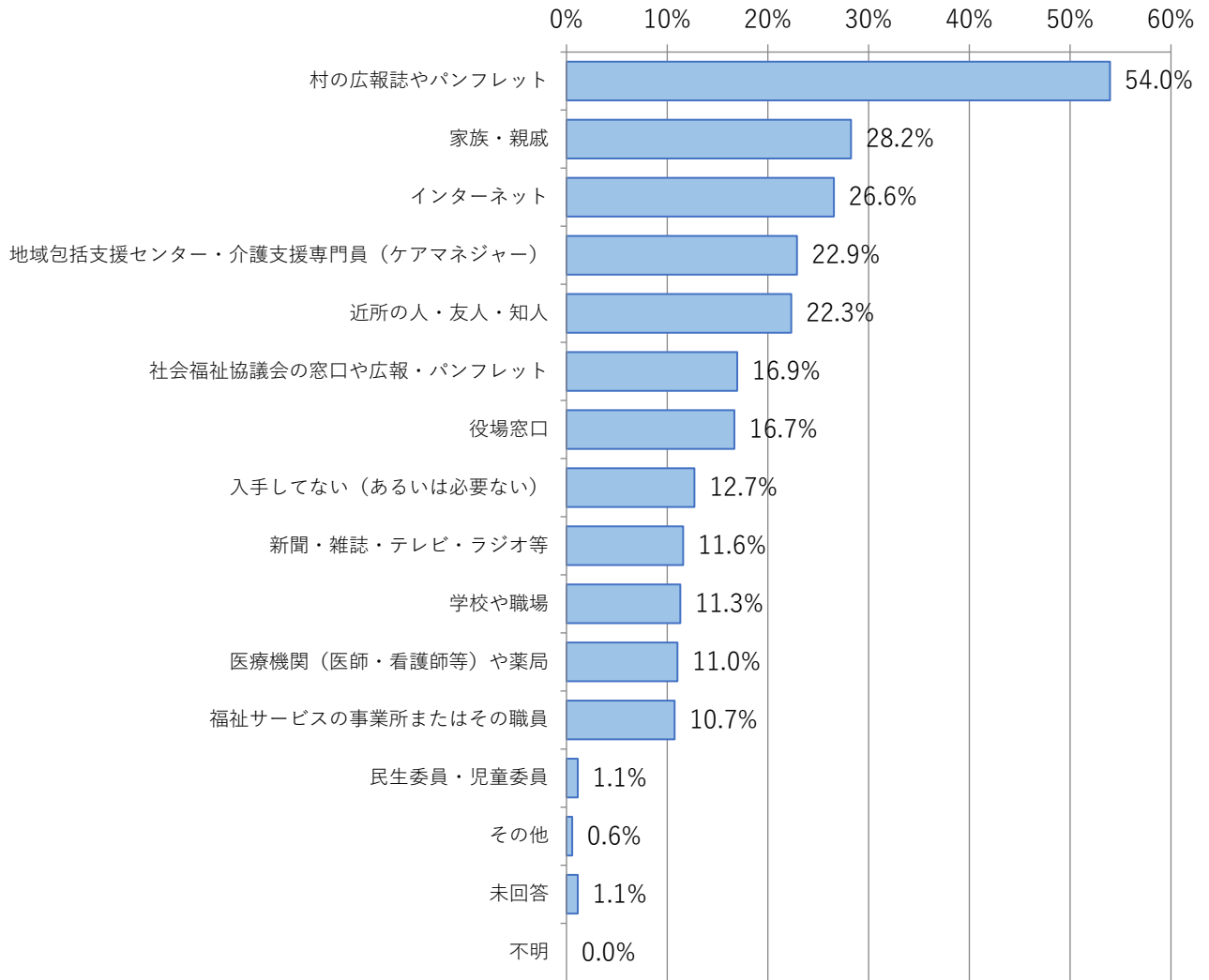
30 歳代では「村の広報紙やパンフレット」(55.6%)、「インターネット」(33.3%)、「家族・親戚」(25.9%) となった。

40 歳代では「村の広報紙やパンフレット」(55.1%)、「インターネット」(31.5%)、「家族・親戚」(25.8%) となった。

50 歳代では「村の広報紙やパンフレット」(64.0%)、「地域包括支援センター・介護支援専門員(ケアマネジャー)」(29.1%)、「家族・親戚」「近所の人・友人・知人」(27.9%) となった。

60 歳代では「村の広報紙やパンフレット」(58.2%)、となった。「地域包括支援センター・介護支援専門員(ケアマネジャー)」(46.2%)、「家族・親戚」(25.3%) となった。

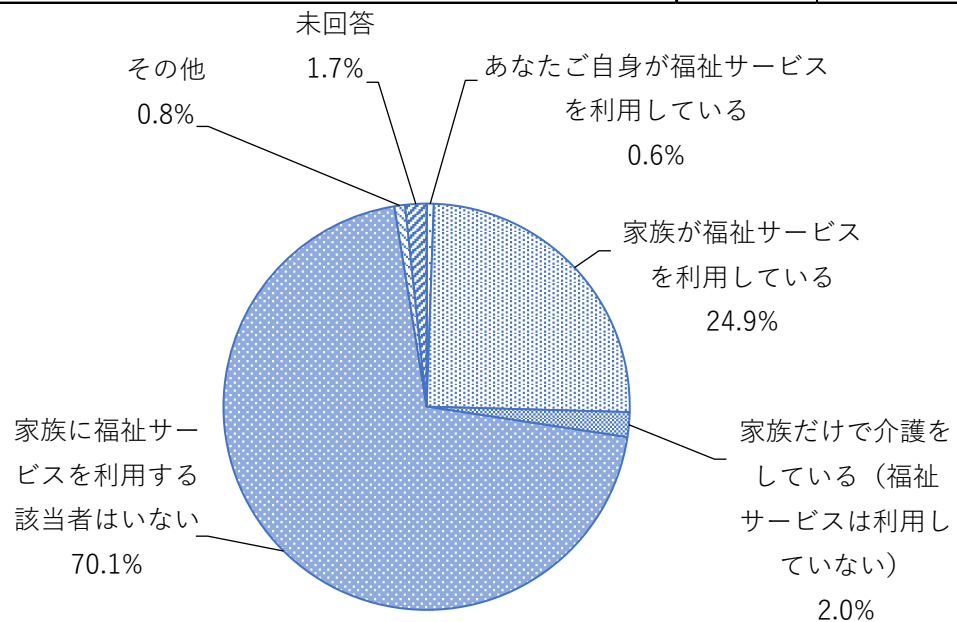
	度数	割合
村の広報誌やパンフレット	191	54.0%
家族・親戚	100	28.2%
インターネット	94	26.6%
地域包括支援センター・介護支援専門員(ケアマネジャー)	81	22.9%
近所の人・友人・知人	79	22.3%
社会福祉協議会の窓口や広報・パンフレット	60	16.9%
役場窓口	59	16.7%
入手してない(あるいは必要ない)	45	12.7%
新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等	41	11.6%
学校や職場	40	11.3%
医療機関(医師・看護師等)や薬局	39	11.0%
福祉サービスの事業所またはその職員	38	10.7%
民生委員・児童委員	4	1.1%
その他	2	0.6%
未回答	4	1.1%
不明	0	0.0%
回答者数 n	354	



【問 13】 あなたご自身やあなたの家族で、障がいや高齢等により、福祉サービスを利用されている方はいますか。（回答は1つだけ）

「家族に福祉サービスを利用する該当者はいない」と回答した方が、全体の7割を占めた。

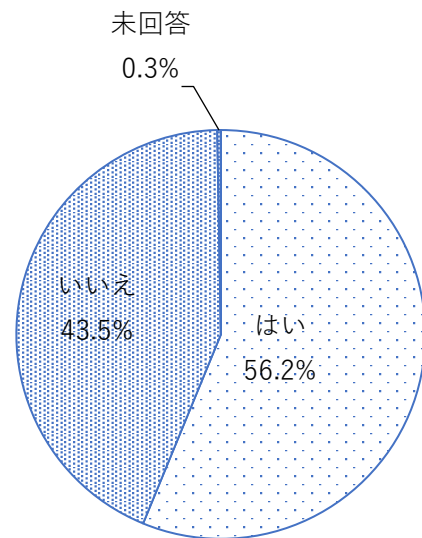
	度数	割合
あなたご自身が福祉サービスを利用している	2	0.6%
家族が福祉サービスを利用している	88	24.9%
家族だけで介護をしている（福祉サービスは利用していない）	7	2.0%
家族に福祉サービスを利用する該当者はいない	248	70.1%
その他	3	0.8%
未回答	6	1.7%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



【問 14】 あなたは、認知症・精神障がい等で判断能力が不十分となった方を支援し保護するための制度である成年後見制度があることについて知っていますか。（回答は 1 つだけ）

「はい」と回答した方が、全体の半数以上を占めた。

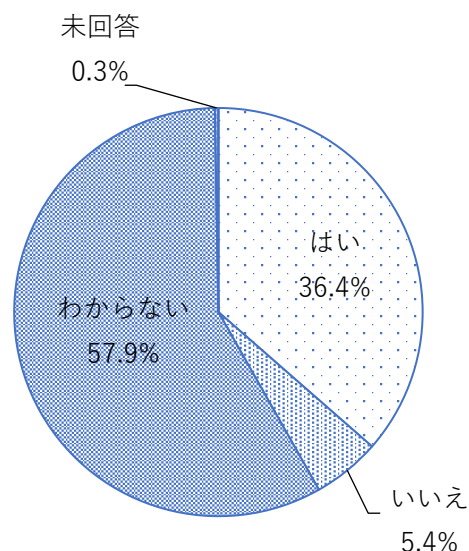
	度数	割合
はい	199	56.2%
いいえ	154	43.5%
未回答	1	0.3%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



【問 15】 もしあなた（または家族等周囲の人）が将来認知症を患うなどの理由により判断能力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいと思いませんか。（回答は1つだけ）

「わからない」(57.9%) が最も高く、次いで「はい」(36.4%)、「いいえ」(5.4%) の順となった。

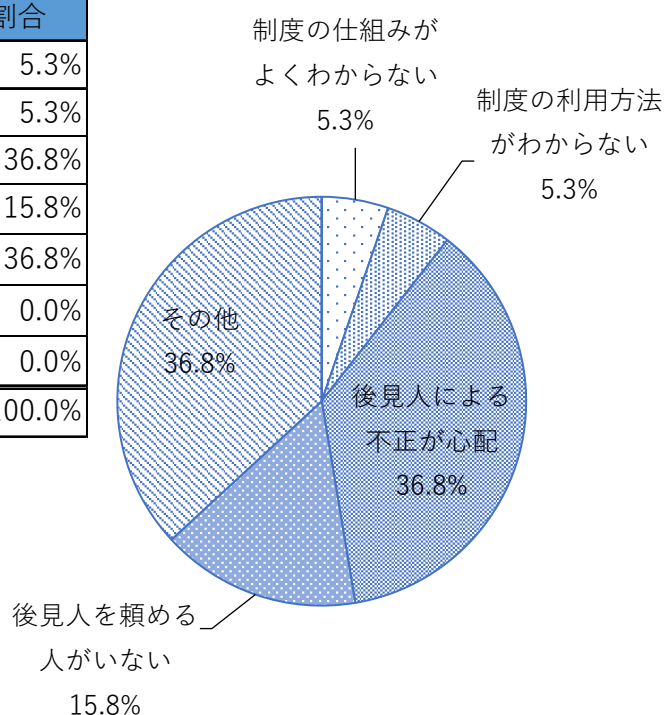
	度数	割合
はい	129	36.4%
いいえ	19	5.4%
わからない	205	57.9%
未回答	1	0.3%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%



【問 16】 問 15 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。成年後見制度を利用しない理由を教えてください。（回答は1つだけ）

「後見人による不正が心配」(36.8%) が最も高く、次いで「後見人を頼める人がいない」(15.8%)、「制度の仕組みがよくわからない」(5.3%)、「制度の利用方法がわからない」(5.3%) の順となった。

	度数	割合
制度の仕組みがよくわからない	1	5.3%
制度の利用方法がわからない	1	5.3%
後見人による不正が心配	7	36.8%
後見人を頼める人がいない	3	15.8%
その他	7	36.8%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
合計	19	100.0%

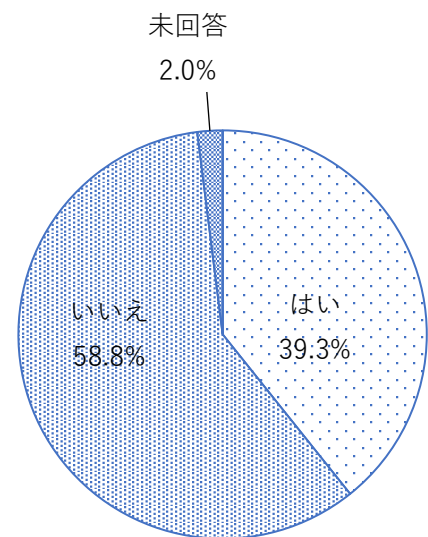


【問 17】 あなたは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークや必要な支援をお願いするヘルプカードを知っていますか。(回答は1つだけ)

「いいえ」と回答した方が、全体の半数以上を占めた。

「はい」と回答した方は、10歳代で50.0%、20歳代が59.3%、30歳代が48.1%、40歳代が38.2%、50歳代が40.7%、60歳代が27.5%であり、年代が低い方が認知度が高い結果となった。

	度数	割合
はい	139	39.3%
いいえ	208	58.8%
未回答	7	2.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%

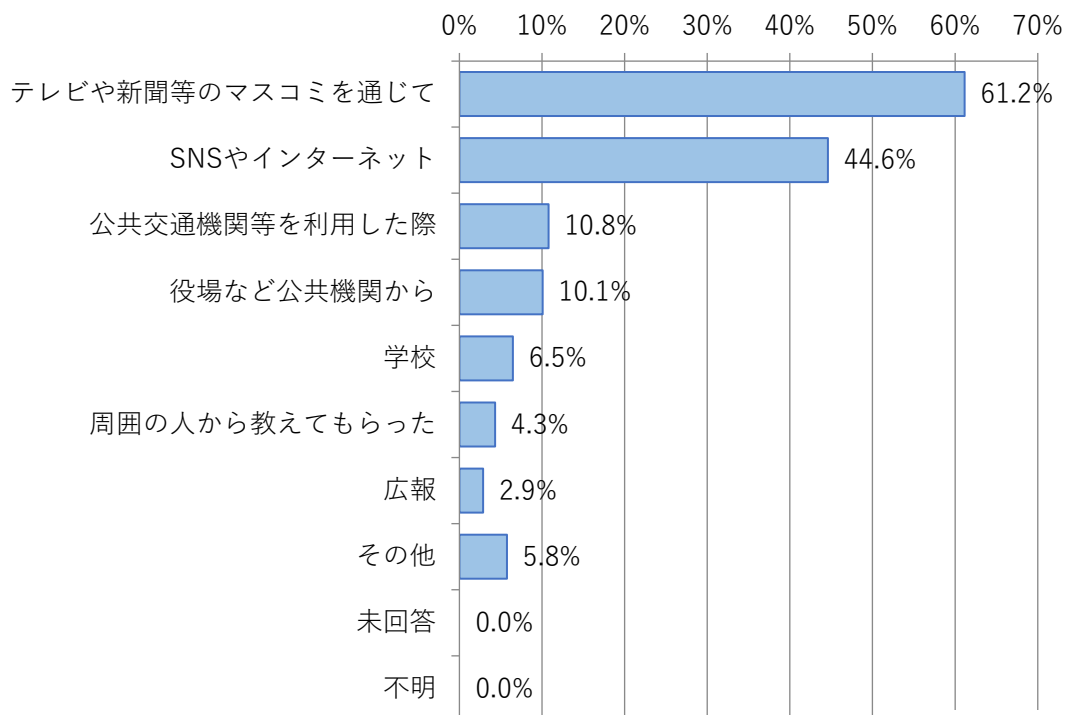


【問 18】 問 17 で「はい」と答えた方にお聞きします。あなたはどのようにしてヘルプマーク・ヘルプカードを知りましたか。（あてはまるもの全てを回答欄へ記入）

「テレビや新聞等のマスコミを通じて」（61.2%）が最も高く、次いで「SNS やインターネット」（44.6%）、「公共交通機関等を利用した際」（10.8%）の順となった。

10～30 歳代は「SNS やインターネット」、40 歳代以上は「テレビや新聞等のマスコミを通じて」が最も高かった。

	度数	割合
テレビや新聞等のマスコミを通じて	85	61.2%
SNSやインターネット	62	44.6%
公共交通機関等を利用した際	15	10.8%
役場など公共機関から	14	10.1%
学校	9	6.5%
周囲の人から教えてもらった	6	4.3%
広報	4	2.9%
その他	8	5.8%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	139	

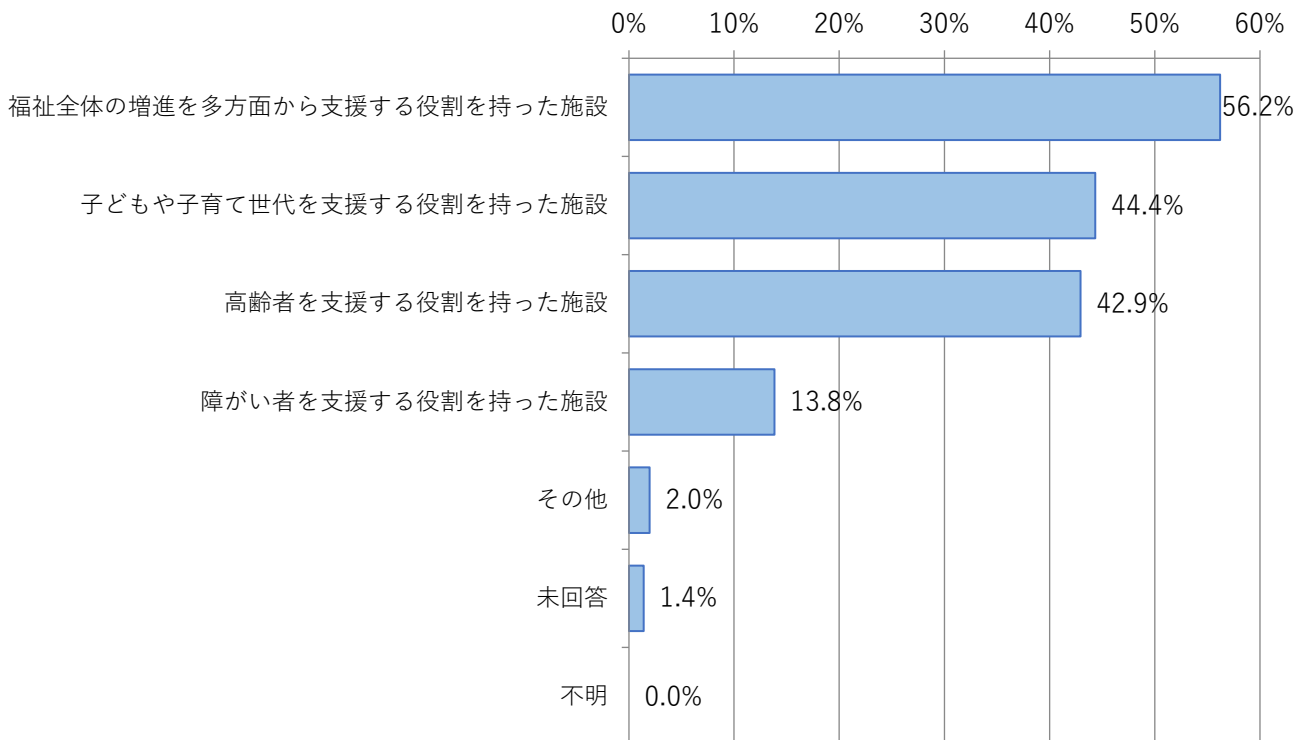


◆ 福祉サービスを提供する施設についてお聞きします

【問 19】 今後、村ではどのような役割を持つ施設が特に重要だと思いますか。（回答は2つまで）
 「福祉全体の増進を多方面から支援する役割を持った施設」（56.2%）が最も高く、次いで「子どもや子育て世代を支援する役割を持った施設」（44.4%）、「高齢者を支援する役割を持った施設」（42.9%）の順となった。

10～30 歳代では「子どもや子育て世代を支援する役割を持った施設」の回答が最も高く、40 歳代以上では「福祉全体の増進を多方面から支援する役割を持った施設」が最も高かった。

	度数	割合
福祉全体の増進を多方面から支援する役割を持った施設	199	56.2%
子どもや子育て世代を支援する役割を持った施設	157	44.4%
高齢者を支援する役割を持った施設	152	42.9%
障がい者を支援する役割を持った施設	49	13.8%
その他	7	2.0%
未回答	5	1.4%
不明	0	0.0%
回答者数 n	354	



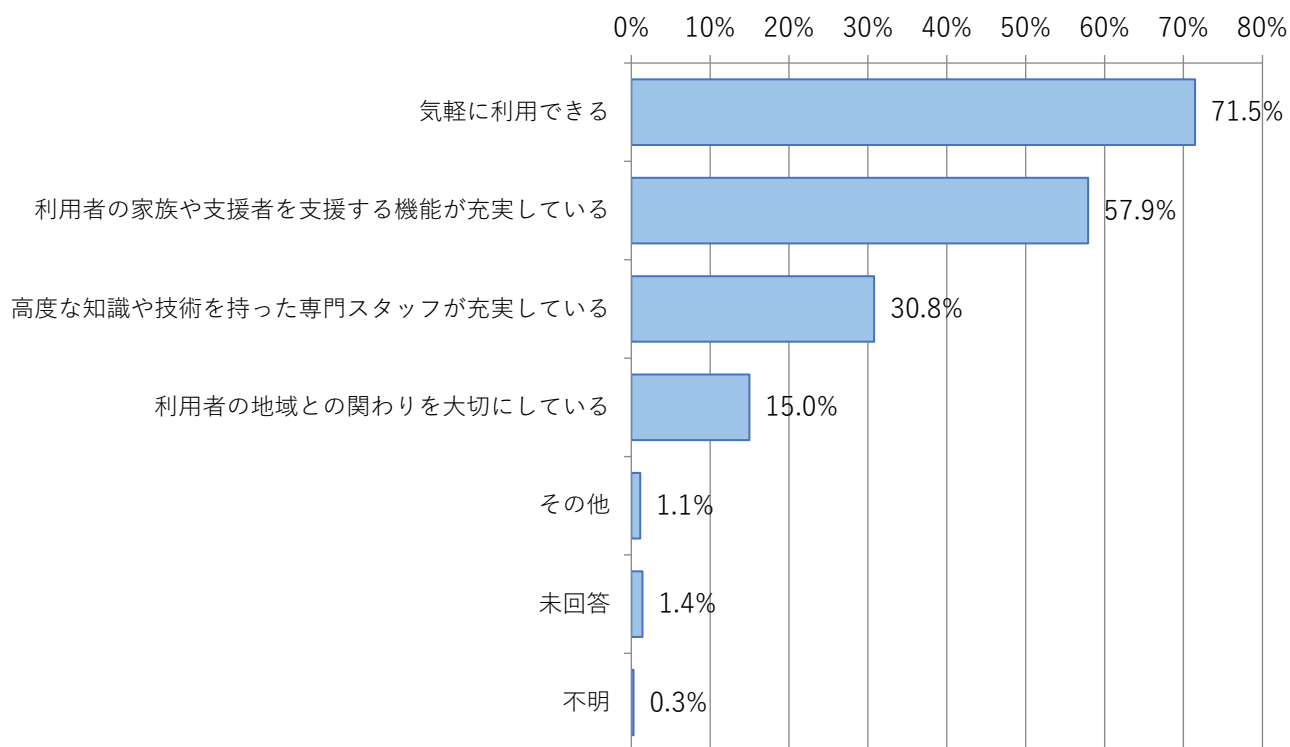
【問 20】 福祉サービスを提供する施設では、どのような機能が特に重要だと思いますか。
 (回答は 2 つまで)

「気軽に利用できる」(71.5%) が最も高く、次いで「利用者の家族や支援者を支援する機能が充実している」(57.9%)、「高度な知識や技術を持った専門スタッフが充実している」(30.8%) の順となった。

年代別では、40 歳代以外は「気軽に利用できる」が最も高く、40 歳代で一番高かったのは、「利用者の家族や支援者を支援する機能が充実している」であった。

なお、「利用者の家族や支援者を支援する機能が充実している」はほかの世代でも 2 番目に高い項目となっている。

	度数	割合
気軽に利用できる	253	71.5%
利用者の家族や支援者を支援する機能が充実している	205	57.9%
高度な知識や技術を持った専門スタッフが充実している	109	30.8%
利用者の地域との関わりを大切にしている	53	15.0%
その他	4	1.1%
未回答	5	1.4%
不明	1	0.3%
回答者数 n	354	

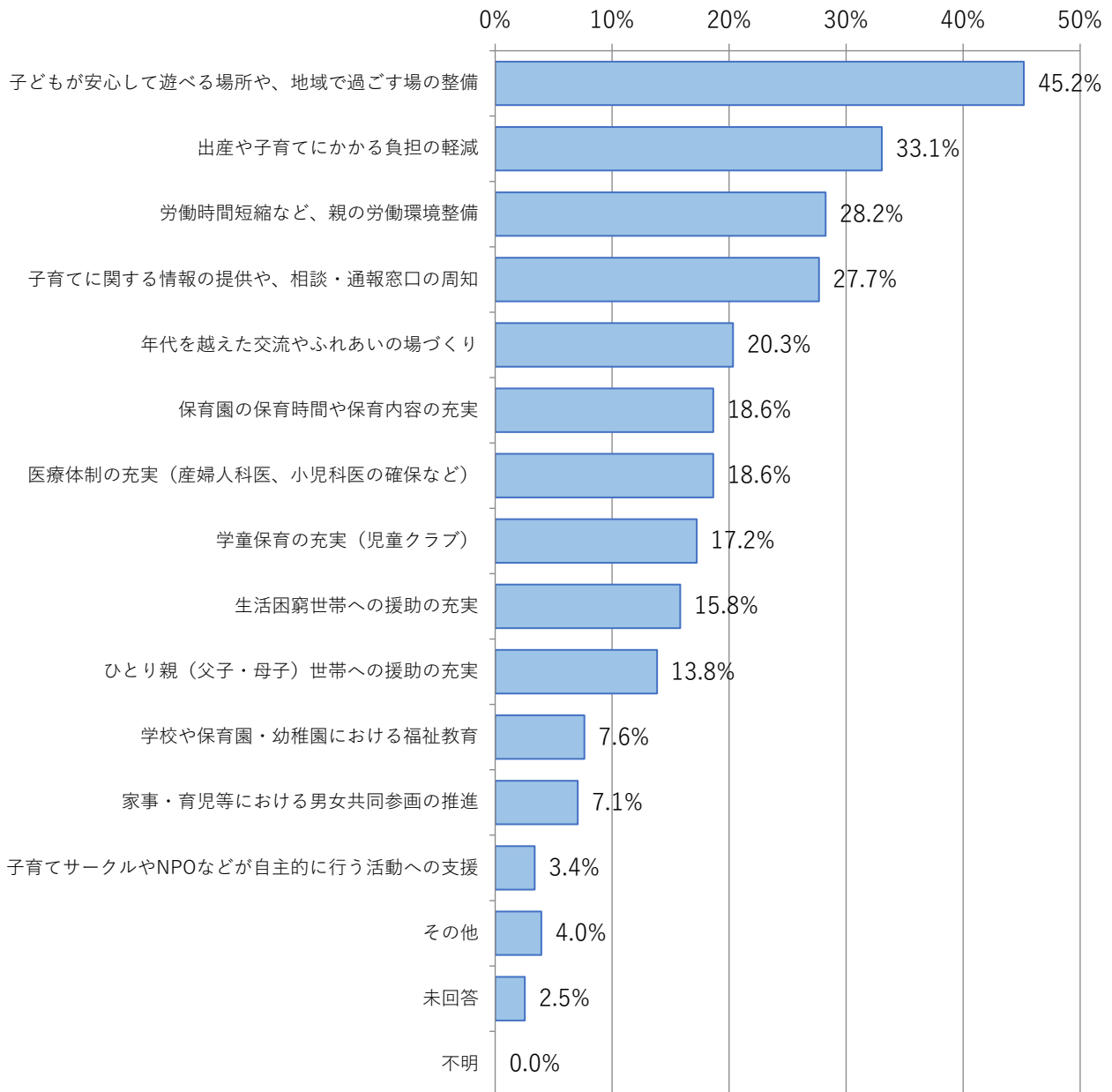


【問 21】 あなたは、子どもを健やかに育てるためには何が必要だと思いますか。
 (回答は3つまで)

「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(45.2%)が最も高く、次いで「出産や子育てにかかる負担の軽減」(33.1%)、「労働時間短縮など、親の労働環境整備」(28.2%)の順となった。

年代別で一番高かった項目は、10歳代では「医療体制の充実(産婦人科医、小児科医の確保など)」(50.0%)、20歳代では「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(48.1%)、30歳代では「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(59.3%)、40歳代では「出産や子育てにかかる負担の軽減」(48.3%)、50歳代では「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(41.9%)、60歳代では「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」(44.0%)

	度数	割合
子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備	160	45.2%
出産や子育てにかかる負担の軽減	117	33.1%
労働時間短縮など、親の労働環境整備	100	28.2%
子育てに関する情報の提供や、相談・通報窓口の周知	98	27.7%
年代を越えた交流やふれあいの場づくり	72	20.3%
保育園の保育時間や保育内容の充実	66	18.6%
医療体制の充実(産婦人科医、小児科医の確保など)	66	18.6%
学童保育の充実(児童クラブ)	61	17.2%
生活困窮世帯への援助の充実	56	15.8%
ひとり親(父子・母子)世帯への援助の充実	49	13.8%
学校や保育園・幼稚園における福祉教育	27	7.6%
家事・育児等における男女共同参画の推進	25	7.1%
子育てサークルやNPOなどが自主的に行う活動への支援	12	3.4%
その他	14	4.0%
未回答	9	2.5%
不明	0	0.0%
回答者数 n	354	



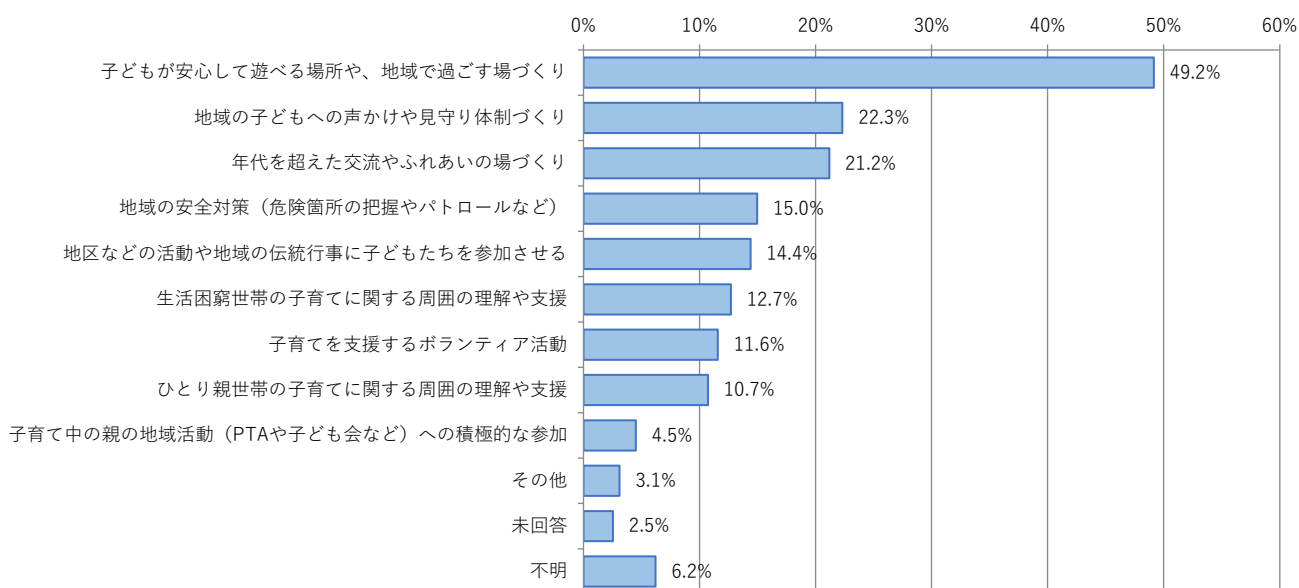
【問 22】 子どもが健やかに育つ村にするために、今後地域ではどのようなことに取り組むべきだと思いますか。（回答は2つまで）

「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場づくり」（49.2%）が最も高く、次いで「地域の子どもへの声かけや見守り体制づくり」（22.3%）、「年代を超えた交流やふれあいの場づくり」（21.2%）の順となった。

「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場づくり」は全世代で一番高かったが、2番目に高かったものとしてはつぎのとおりであった。

10歳代では「生活困窮世帯の子育てに関する周囲の理解や支援」、20歳代では「ひとり親世帯の子育てに関する周囲の理解や支援」、30歳代では「地域の安全対策（危険箇所の把握やパトロールなど）」、40・50歳代では「地域の子どもへの声かけや見守り体制づくり」、60歳代では「年代を超えた交流やふれあいの場づくり」となった。

	度数	割合
子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場づくり	174	49.2%
地域の子どもへの声かけや見守り体制づくり	79	22.3%
年代を超えた交流やふれあいの場づくり	75	21.2%
地域の安全対策（危険箇所の把握やパトロールなど）	53	15.0%
地区などの活動や地域の伝統行事に子どもたちを参加させる	51	14.4%
生活困窮世帯の子育てに関する周囲の理解や支援	45	12.7%
子育てを支援するボランティア活動	41	11.6%
ひとり親世帯の子育てに関する周囲の理解や支援	38	10.7%
子育て中の親の地域活動（PTAや子ども会など）への積極的な参加	16	4.5%
その他	11	3.1%
未回答	9	2.5%
不明	22	6.2%
回答者数 n	354	

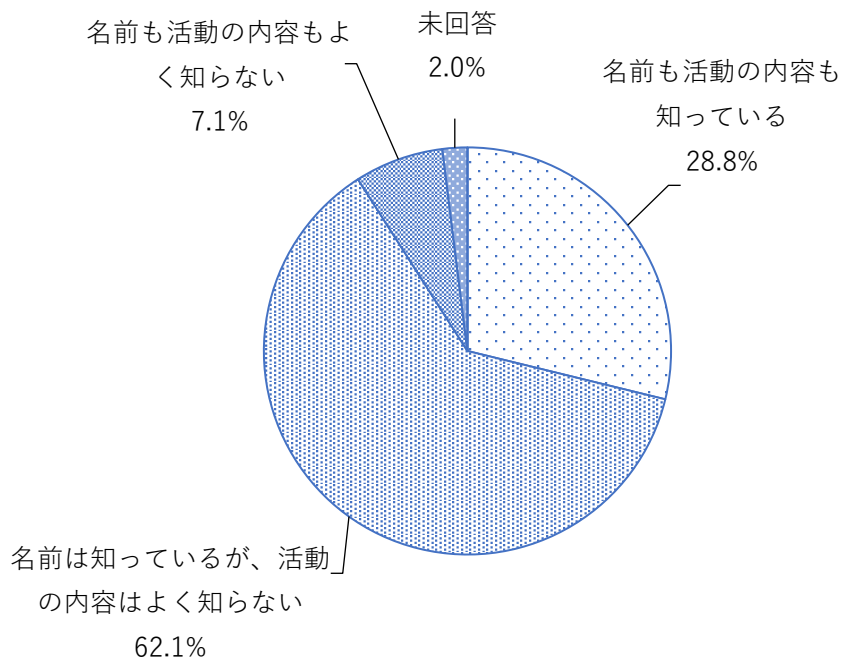


【問 23】 村には、「中川村社会福祉協議会」がありますが、あなたは、この組織をご存じですか。
 (回答は1つだけ)

「名前は知っているが、活動の内容はよく知らない」と回答した方が、全体の6割を占めた。

どの年代も「名前は知っているが、活動の内容はよく知らない」が最も高かったが、続いて高かった項目は10歳代では「名前も活動の内容もよく知らない」(33.3%)、20歳代では「名前も活動の内容も知っている」(22.2%)、30歳代では「名前も活動の内容も知っている」「名前も活動の内容もよく知らない」(ともに13.0%)、40歳代以上では「名前も活動の内容も知っている」(それぞれ23.6%、33.7%、42.9%)となった。

	度数	割合
名前も活動の内容も知っている	102	28.8%
名前は知っているが、活動の内容はよく知らない	220	62.1%
名前も活動の内容もよく知らない	25	7.1%
未回答	7	2.0%
不明	0	0.0%
合計	354	100.0%

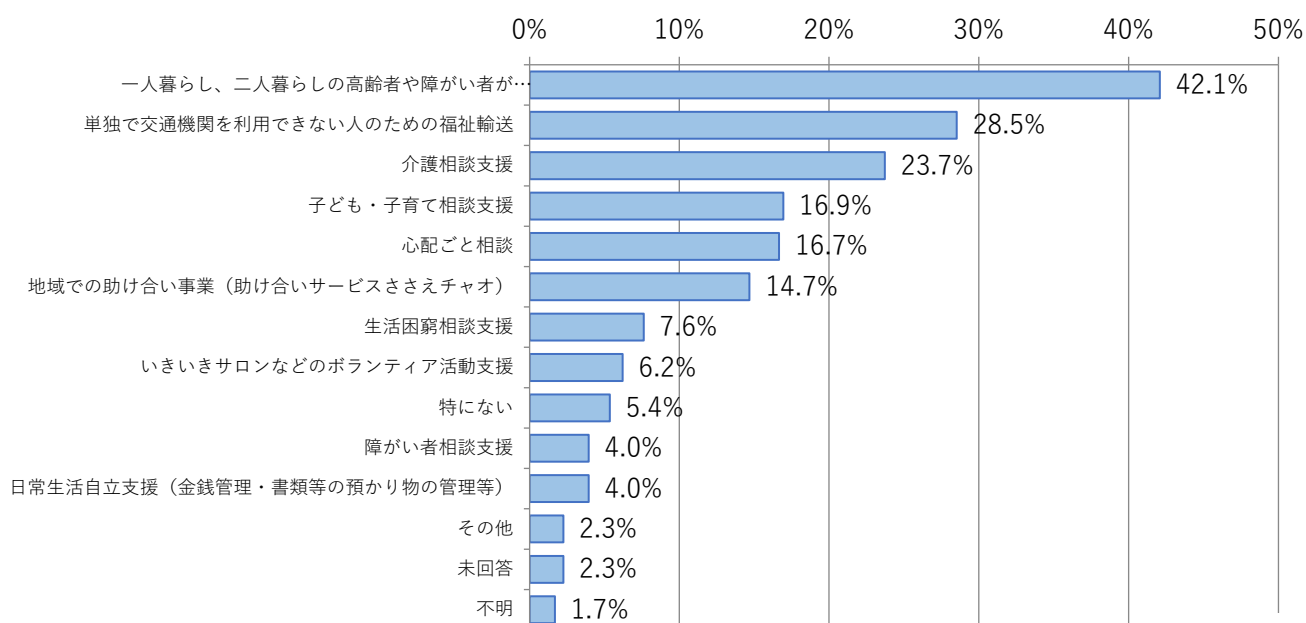


【問 24】 あなたは、社会福祉協議会にどのような事業・サービスを期待しますか。
 (回答は 2 つまで)

「一人暮らし、二人暮らしの高齢者や障がい者が地域で自立して生活するための支援」(42.1%)
 が最も高く、次いで「単独で交通機関を利用できない人のための福祉輸送」(28.5%)、「介護相談支
 援」(23.7%) の順となった。

20 歳代、30 歳代では「子ども・子育て相談支援」が最も高く (37.0%、40.7%)、40 歳代以上で
 は「単独で交通機関を利用できない人のための福祉輸送」(23.6%、39.5%、29.7%)「心配ごと相談」
 (20.2%、22.1%、16.5%)「介護相談支援」(25.8%、22.1%、33.0%) も一定の割合があった。

	度数	割合
一人暮らし、二人暮らしの高齢者や障がい者が地域で自立して生活するための支援	149	42.1%
単独で交通機関を利用できない人のための福祉輸送	101	28.5%
介護相談支援	84	23.7%
子ども・子育て相談支援	60	16.9%
心配ごと相談	59	16.7%
地域での助け合い事業 (助け合いサービスささえチャオ)	52	14.7%
生活困窮相談支援	27	7.6%
いきいきサロンなどのボランティア活動支援	22	6.2%
特にない	19	5.4%
障がい者相談支援	14	4.0%
日常生活自立支援 (金銭管理・書類等の預かり物の管理等)	14	4.0%
その他	8	2.3%
未回答	8	2.3%
不明	6	1.7%
回答者数 n	354	



◆ 今後の地域のありかたについてお聞きします

【問 25】 あなたは暮らしやすい地域にするため、どのようなことが重要だと思いますか。
(回答は 3 つまで)

「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」(32.5%) が最も高く、次いで「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」(29.4%)、「災害時における助けあいの仕組みづくり」(28.5%) の順となった。

年代別では、10 歳代が「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」「世代を超えた交流の場づくり」「身近な地域で気軽に参加できる憩いの場づくり」が高かった。

20 歳代では、「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」「農業・商業と連帯した地域福祉活動の促進」「身近な地域で気軽に参加できる憩いの場づくり」「学校や地域での福祉教育の充実」(同率) となった。

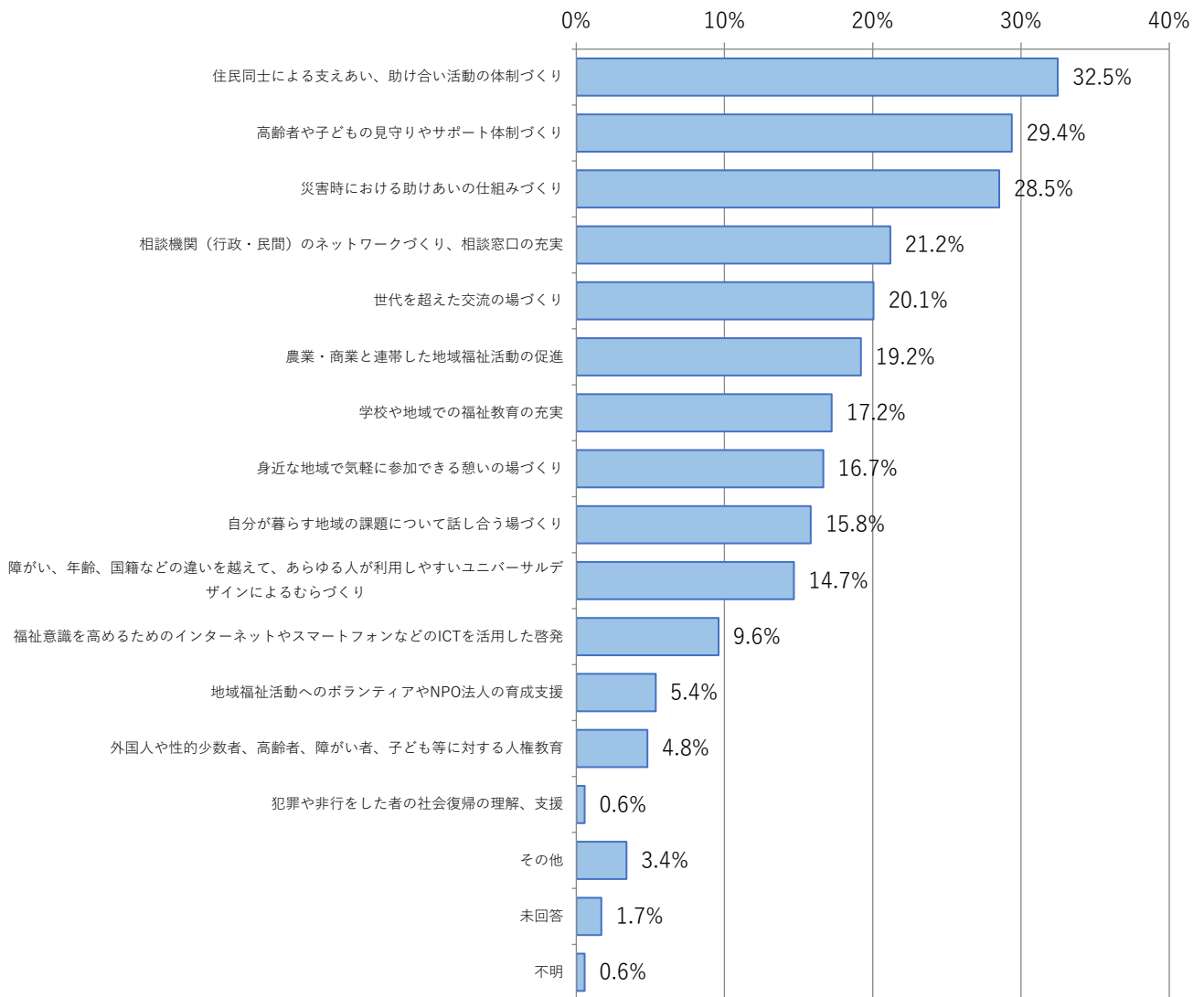
30 歳代では、「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」「災害時における助けあいの仕組みづくり」「農業・商業と連帯した地域福祉活動の促進」となった。

40 歳代では、「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」「災害時における助けあいの仕組みづくり」となった。

50 歳代では、「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」「災害時における助けあいの仕組みづくり」「相談機関(行政・民間)のネットワークづくり、相談窓口の充実」となった。

60 歳代では、「住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり」「災害時における助けあいの仕組みづくり」「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」となった。

	度数	割合
住民同士による支えあい、助け合い活動の体制づくり	115	32.5%
高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり	104	29.4%
災害時における助けあいの仕組みづくり	101	28.5%
相談機関(行政・民間)のネットワークづくり、相談窓口の充実	75	21.2%
世代を超えた交流の場づくり	71	20.1%
農業・商業と連帯した地域福祉活動の促進	68	19.2%
学校や地域での福祉教育の充実	61	17.2%
身近な地域で気軽に参加できる憩いの場づくり	59	16.7%
自分が暮らす地域の課題について話し合う場づくり	56	15.8%
障がい、年齢、国籍などの違いを越えて、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインによる暮らしづくり	52	14.7%
福祉意識を高めるためのインターネットやスマートフォンなどのICTを活用した啓発	34	9.6%
地域福祉活動へのボランティアやNPO法人の育成支援	19	5.4%
外国人や性的少数者、高齢者、障がい者、子ども等に対する人権教育	17	4.8%
犯罪や非行をした者の社会復帰の理解、支援	2	0.6%
その他	12	3.4%
未回答	6	1.7%
不明	2	0.6%
回答者数 n	354	



中川村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中川村地域福祉計画（以下「計画」をいう。）を策定するため、中川村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉団体関係者並びに社会福祉施設関係者の中から、村長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 村長は、必要に応じて委員を公募することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

中川村地域福祉計画策定委員名簿

職	氏 名	団 体 名 等
委員長	米山 正克	(社) 中川村社会福祉協議会
副委員長	南澤 初子	中川村民生児童委員協議会
	玉木 信博	(一社) ソーシャルファームなかがわ
	伊東 健司	(株)ひだまり
	富永 良謙	(株)ぼれぼれ
	福島久美子	(NPO) かつら
	杉浦 歩実	(NPO)F.O.P
	長尾久美子	ファミリーサポートセンター

第 1 期中川村地域福祉計画

発行日：令和 6 年（2024 年）3 月

発 行：中川村

編 集：中川村保健福祉課

TEL:0265-88-3001 FAX:0265-88-3890

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

